

第4章 大気環境、水環境、土壌環境等の保全

第1節 大気環境、水環境、土壌環境等の現状

1 大気環境の現状

(1) 窒素酸化物

平成23年度の二酸化窒素の有効測定局数は、一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）が1,308局、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）が411局でした。環境基準達成率は、一般局100%、自排局99.5%であり、一般局では近年すべての測定局で環境基準を達成し、自排局では平成22年度と比較するとやや改善しました（図4-1-1）。

また、年平均値は、一般局0.011ppm、自排局0.021ppmであり、一般局、自排局ともに近年ゆるやかな改善傾向がみられます（図4-1-2）。

また、平成23年度に環境基準が達成されなかった測定局の分布をみると、自排局は自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号。以下「自動車NO_x・PM法」という。）の対策地域のうち東京都、神奈川県に分布しています（図4-1-3）。

自動車NO_x・PM法に基づく対策地域全体における環境基準達成局の割合は、平成23年度は99.1%（自排局）で平成22年度と比較して3.4ポイント改善しまし

図4-1-2 二酸化窒素濃度の年平均値の推移（昭和45年度～平成23年度）

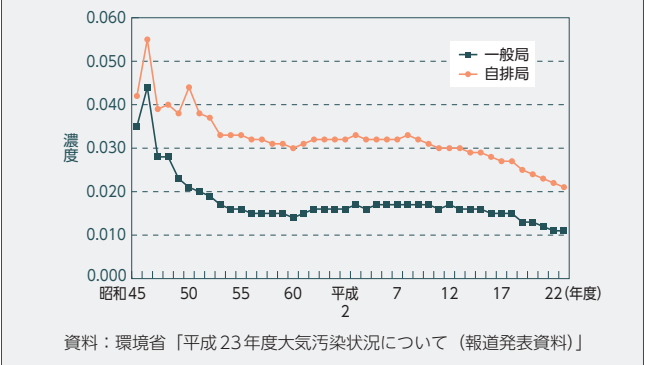
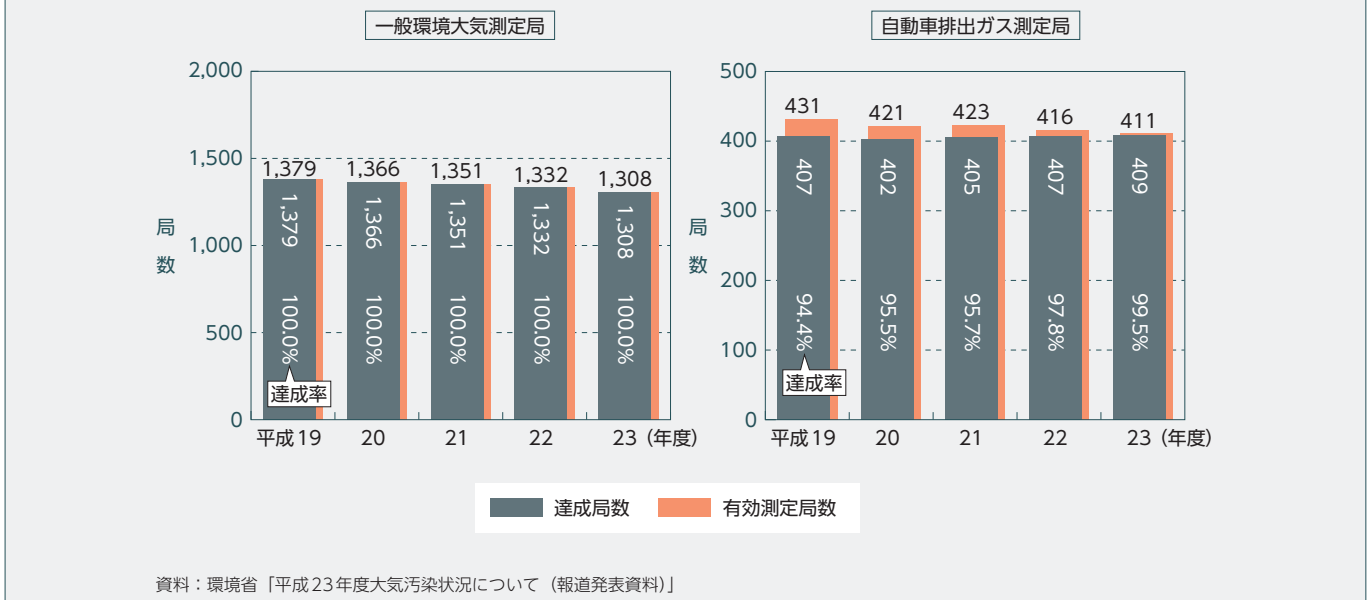


図4-1-1 二酸化窒素の環境基準達成状況の推移（平成19年度～23年度）



た(図4-1-4)。また、年平均値は一般局、自排局とも近年ゆるやかな改善傾向が見られます(図4-1-5)。

(2) 浮遊粒子状物質

平成23年度の浮遊粒子状物質の有効測定局数は、一般局が1,340局、自排局が395局でした。環境基準達成率は、一般局69.2%、自排局72.9%であり、平成22年度と比べて一般局、自排局とも悪化しており、環境基準を達成していない測定局は全国30県でした(図4-1-6)。

また、年平均値は、一般局 $0.020\text{mg}/\text{m}^3$ 、自排局 $0.022\text{mg}/\text{m}^3$ であり、一般局、自排局とも近年ゆるやかな改善傾向がみられます(図4-1-7)。

(3) 微小粒子状物質

平成23年度の微小粒子状物質の有効測定局数は、一般局が105局、自排局が51局でした。環境基準達成率は、一般局27.6%、自排局29.4%でした(図4-1-8、図4-1-9)。

また、年平均値は、一般局 $15.4\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、自排局 $16.1\mu\text{g}/\text{m}^3$ でした。

今回の測定結果については、有効測定局が存在しない自治体があるなど、測定局数が十分ではないことから、全国的な評価を行うことは困難ですが、多くの地点で環境基準が達成されていないと推測されます(表4-1-1)。

図4-1-3 平成23年度二酸化窒素の環境基準達成状況



図4-1-4 対策地域における二酸化窒素の環境基準達成状況の推移(自排局)(平成13年度～23年度)

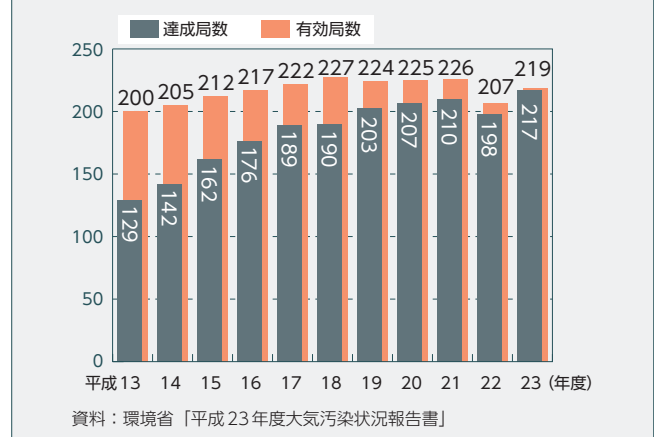


図4-1-5 対策地域における二酸化窒素濃度の年平均値の推移(平成13年度～23年度)

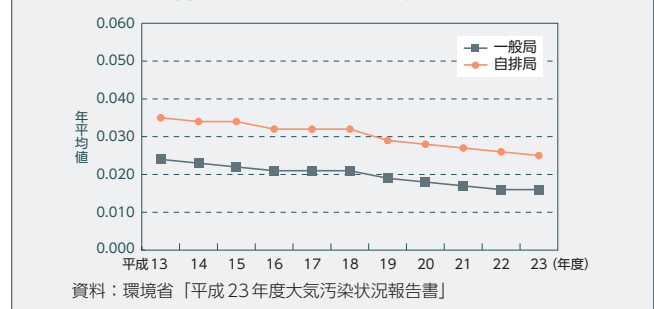
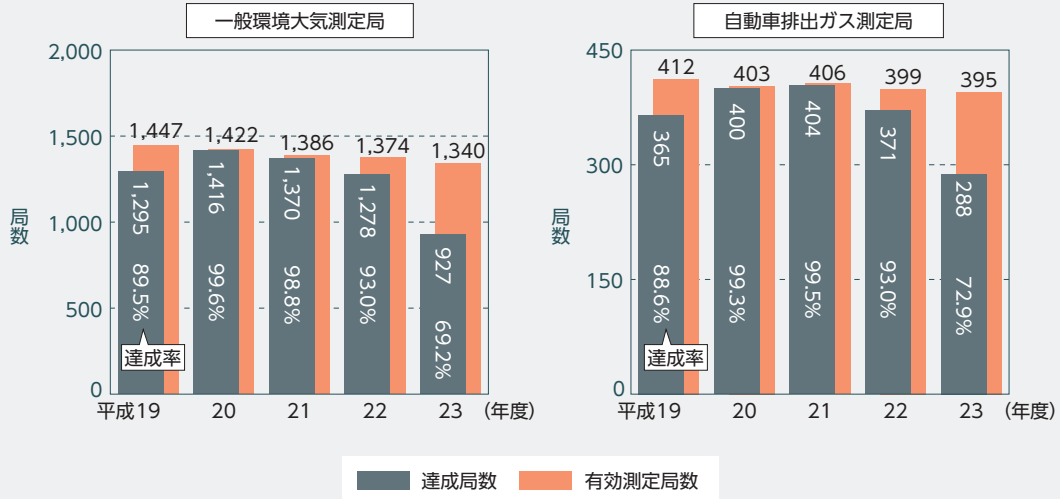
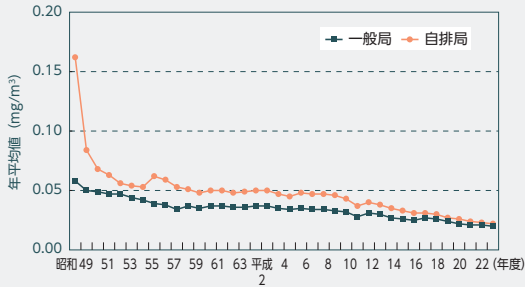


図4-1-6 浮遊粒子状物質の環境基準達成状況の推移（平成19年度～23年度）



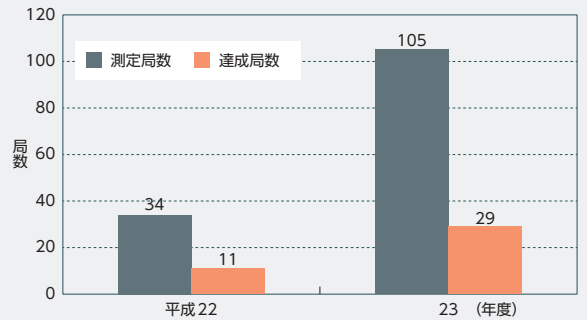
資料：環境省「平成23年度大気汚染状況について（報道発表資料）」

図4-1-7 浮遊粒子状物質濃度の年平均値の推移（昭和49年度～平成23年度）



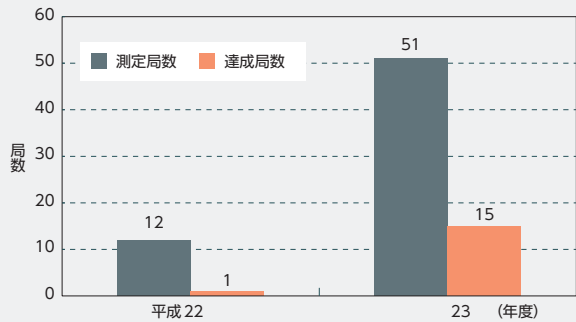
資料：環境省「平成23年度大気汚染状況について（報道発表資料）」

図4-1-8 微小粒子状物質の環境基準達成状況の推移（一般局）



資料：環境省「平成23年度大気汚染状況報告書」

図4-1-9 微小粒子状物質の環境基準達成状況の推移（自排局）



資料：環境省「平成23年度大気汚染状況報告書」

表4-1-1 微小粒子状物質の環境基準非達成状況の黄砂による影響

| 年 度 | H22 | H23 |
|------------------------|------------------|-------------------|
| 有効測定局数 | 34 一般局 自排局 | 105 一般局 自排局 |
| 環境基準非達成局 | 11 (32.4%) | 29 (27.6%) |
| 環境基準非達成局 | 1 (8.3%) | 15 (29.4%) |
| 環境基準非達成局 | 23 (67.6%) | 76 (72.4%) |
| 黄砂の影響による環境基準非達成局 | 5 (14.7%) | 13 (12.4%) |
| 黄砂の影響による環境基準非達成局 | 0 (0.0%) | 5 (9.8%) |
| 長期基準と短期基準の両方が黄砂の影響で非達成 | 0 (0.0%) | 3 (2.9%) |
| 長期基準のみが黄砂の影響で非達成 | 0 (0.0%) | 2 (3.9%) |
| 短期基準のみが黄砂の影響で非達成 | 5 (14.7%) | 8 (7.6%) |
| 黄砂観測延べ日数 | 412 | 220 |

資料：環境省「平成23年度大気汚染状況報告書」

(4) 光化学オキシダント

ア 環境基準の達成状況

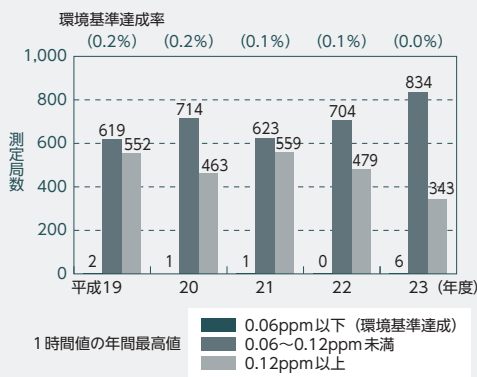
平成23年度の光化学オキシダントの測定局数は、一般局が1,152局、自排局が31局でした。

環境基準の達成状況は、一般局で0.5%、自排局で0%であり、依然として極めて低い水準となっています(図4-1-10)。一方、昼間の濃度別の測定時間の割合で見ると、1時間値が0.06ppm以下の割合は94.7%でした(図4-1-11)。

イ 光化学オキシダント注意報等の発令状況等

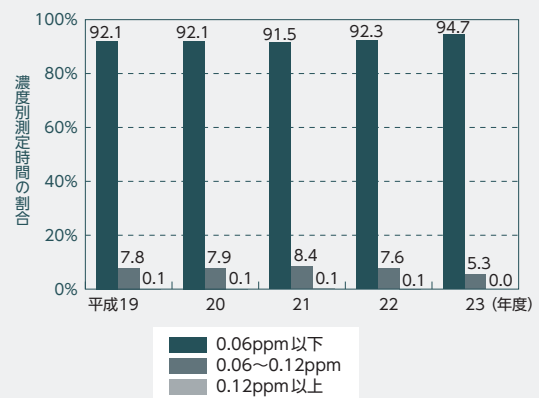
平成24年の光化学オキシダント注意報等の発令延日数(都道府県を一つの単位として注意報等の発令日数を集計したものは)53日(17都府県)で、平成23年の82日(18都府県)と比べて発令都道府県数、発令日数ともに減少しました(図4-1-12)。都道府県別に注意報の発令延日数をみると、千葉県が8日と最も多く、次いで埼玉県がそれぞれ7日となっています(図4-1-13)。月別にみると、7月が最も多く37日、次いで8月の6日、9月の4日の順でした。また、光化学大気汚染によると思われる被害届出人数(自覚症状による自主的な届出による。)は3府県で合計80人であり、平成23年(4県、69人)と比べて増加しました。

図4-1-10 昼間の日最高1時間値の光化学オキシダント濃度レベル毎の測定局数の推移(一般局と自排局の合計)(平成19年度~23年度)



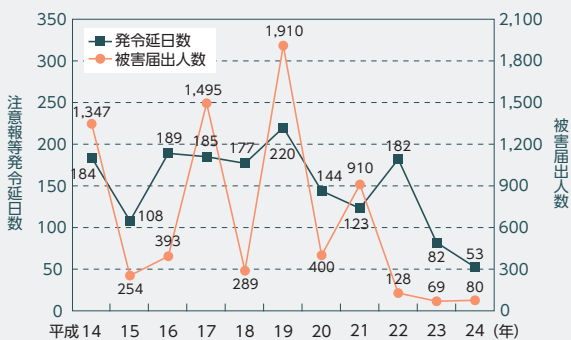
資料: 環境省「平成23年度大気汚染状況報告書」

図4-1-11 昼間の光化学オキシダント濃度レベル別測定時間割合の推移(平成19年度~23年度)



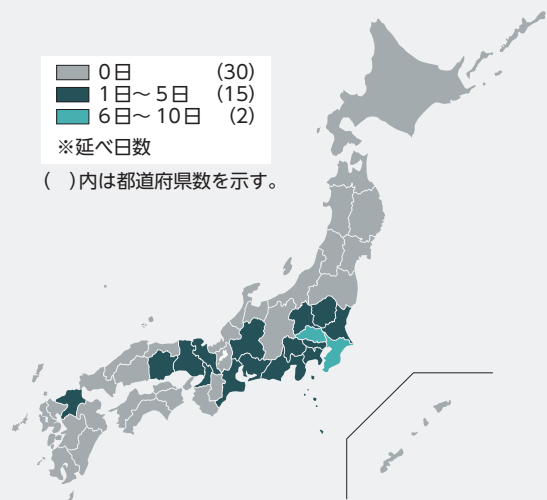
資料: 環境省「平成23年度大気汚染状況報告書」

図4-1-12 注意報等発令延べ日数、被害届出人数の推移(平成14年~24年)



資料: 環境省「平成24年光化学大気汚染関係資料」

図4-1-13 平成24年の各都道府県の注意報等発令延べ日数



資料: 環境省「平成24年光化学大気汚染関係資料」

ウ 非メタン炭化水素の測定結果

平成23年度の非メタン炭化水素の測定局数は、一般局が326局、自排局が164局でした。午前6～9時の3時間平均値の年平均値は、一般局0.16ppmC、自排局0.19ppmCで、近年では一般局、自排局ともゆるやかな改善傾向がみられます(図4-1-14)。

(5) 二酸化硫黄

平成23年度の二酸化硫黄の有効測定局数は、一般局が1,066局、自排局が61局でした。環境基準達成率は、一般局99.6%、自排局100%であり、近年良好な状態が続いています。

年平均値は、一般局0.002ppm、自排局0.003ppmで、近年は、一般局、自排局とも横ばい傾向にあります(図4-1-15)。

(6) 一酸化炭素

平成23年度の一酸化炭素の有効測定局数は、一般局が70局、自排局が258局でした。環境基準達成率は、近年は一般局、自排局とも100%であり、すべての測定局において環境基準を達成しています。

年平均値は一般局0.3ppm、自排局0.5ppmで、近年は一般局、自排局ともに横ばい傾向にあります(図4-1-16)。

(7) 有害大気汚染物質

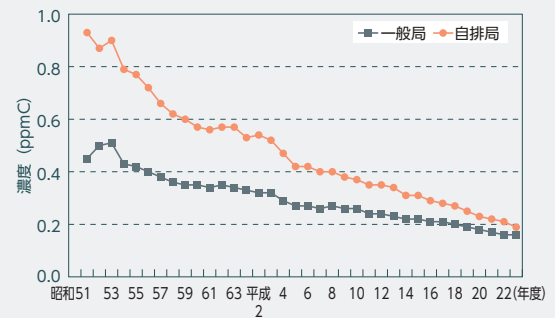
平成23年度の有害大気汚染物質のモニタリング結果によると、環境基準の設定されている物質に係る測定結果は表4-1-2のとおりで、ベンゼンは2地点で環境基準を超過しましたが、その他の3物質はすべての地点で環境基準を達成していました(ダイオキシン類に係る測定結果については第5章参照)。

また、指針値(環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値)が設定されている物質のうち、1,2-ジクロロエタンは3地点(336地点中)、ヒ素及びその化合物は5地点(265地点中)で指針値を超過しており、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、1,3-ブタジエンは、すべての地点で指針値を達成していました。

(8) 石綿

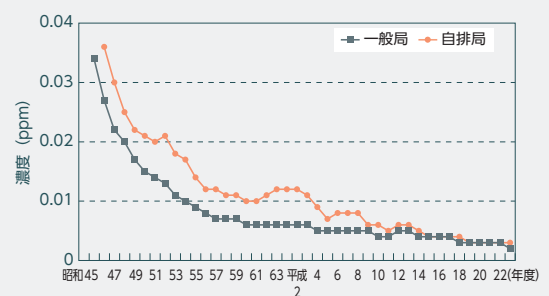
石綿による大気汚染の現状を把握し、今後の対策の検討に当たっての基礎資料とするとともに、国民に対し情報提供していくため、建築物の解体工事等の作業現場周辺等で、大気中の石綿濃度の測定を実施しました(平成23年度の対象地点は全国54地点161箇所)。23年度の調査結果ではいずれの地域分類においても敷地境界及び一般環境においては例年と比較して特に高い濃度は見られませんでした。

図4-1-14 非メタン炭化水素の午前6～9時における年平均値の経年変化推移(昭和51年度～平成23年度)



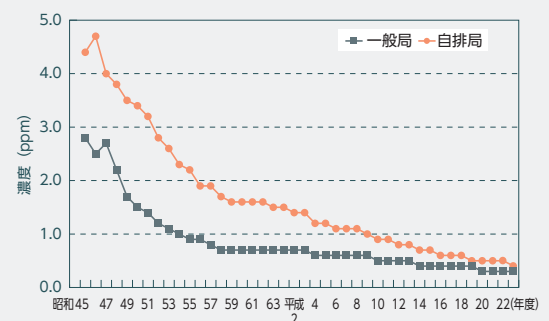
資料：環境省「平成23年度大気汚染状況について(報道発表資料)」

図4-1-15 二酸化硫黄濃度の年平均値の推移(昭和45年度～平成23年度)



資料：環境省「平成23年度大気汚染状況について(報道発表資料)」

図4-1-16 一酸化炭素濃度の年平均値の推移(昭和45年度～平成23年度)



資料：環境省「平成23年度大気汚染状況について(報道発表資料)」

表4-1-2 有害大気汚染物質のうち環境基準の設定されている物質の調査結果（平成23年度）

| 物質名 | 測定地点数 | 環境基準 超過地点数 | 全地点平均値 (年平均値) | 環境基準 (年平均値) |
|------------|-----------|---------------|--------------------------------------|---------------------------------|
| ベンゼン | 411 [425] | 2 [0] 地点 | 1.2 [1.1] $\mu\text{g}/\text{m}^3$ | 3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下 |
| トリクロロエチレン | 362 [392] | 0 [0] 地点 | 0.53 [0.44] $\mu\text{g}/\text{m}^3$ | 200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下 |
| テトラクロロエチレン | 363 [379] | 0 [0] 地点 | 0.18 [0.17] $\mu\text{g}/\text{m}^3$ | 200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下 |
| ジクロロメタン | 369 [396] | 0 [0] 地点 | 1.6 [1.6] $\mu\text{g}/\text{m}^3$ | 150 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下 |

(注) 1. 年平均値は、月1回、年12回以上の測定値の平均値である。

2. [] 内は平成22年度実績である。

資料：環境省「平成23年度 大気汚染状況について（有害大気汚染物質モニタリング調査結果）」

(9) 酸性雨・黄砂

ア 酸性雨

日本では、昭和58年度から酸性雨のモニタリングやその影響に関する調査研究を実施しており、平成24年に取りまとめた最近5年間(平成18年度～22年度)のモニタリング結果の概要は、次のとおりです。

- [1] 降水は引き続き酸性化の状態にある(全平均値pH4.72)。
- [2] 非海塩性硫酸イオンなど地域ごとの季節変動から、国内の酸性沈着における大陸からの影響が推定される。非海塩性硫酸イオン及び硝酸イオン濃度は全体的に冬季から春季に上昇する傾向が見られ、特に山陰の硝酸イオン濃度に顕著な上昇が見られた一方で、太平洋側及び瀬戸内海沿岸は他地域と比較して季節的な変動は小さかった。
- [3] 大気汚染物質濃度の長期的傾向(平成10年度～22年度)を見ると、二酸化硫黄濃度は、大陸に近い地点ほどその寄与が大きいと推測される。
- [4] 生態系への影響については、一部の地点で、土壌pH低下や樹木衰退の進行、湖沼や河川pHの低下と硝酸イオン濃度の上昇など、大気沈着との関連性が示唆される経年変化を確認した。
- [5] 過去の調査で酸性化が確認された伊自良湖での集水域モニタリングでは、硫酸イオン排出量は引き続き多いが、河川中の硝酸イオン濃度は2005年(平成17年)をピークに低下を始め、pHも上昇に転じつつあり、窒素飽和からの回復傾向が示唆されている。

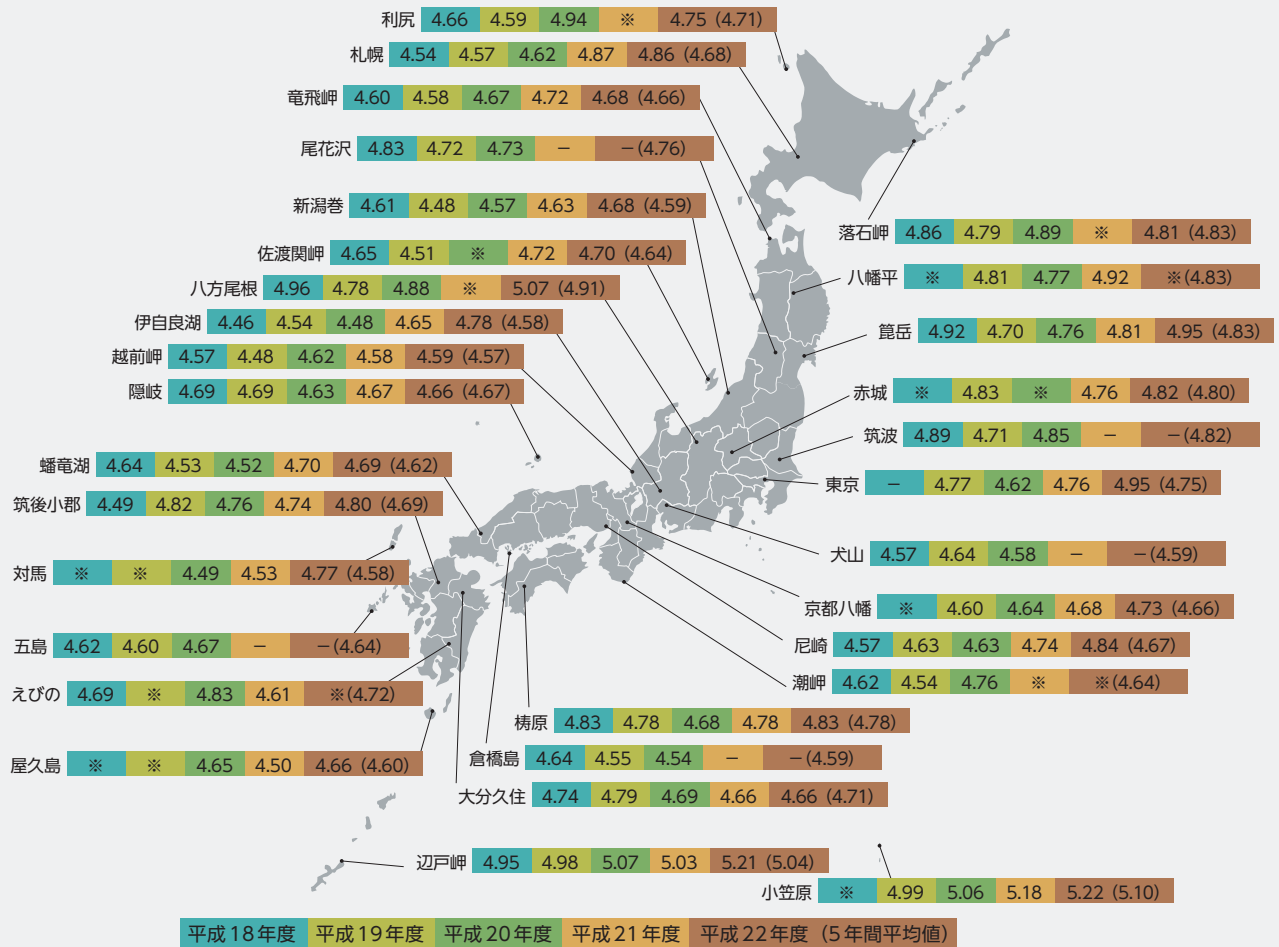
一般に酸性雨による影響は長い期間を経て現れると考えられているため、現在のような酸性雨が今後も降り続けば、将来、更に酸性雨による影響が生じるおそれがあります。

また、最近5か年度における降水中のpHの推移は図4-1-17のとおりです。依然として、全国的に酸性雨が観測されています。

イ 黄砂

近年、中国、モンゴルからの黄砂の飛来が大規模化しており、中国、韓国、日本等でその対策が共通の関心事となっています。従来、黄砂は自然現象と考えられていましたが、近年の現象には、過放牧や耕地の拡大等の人為的な要因も影響しているとの指摘もあり、環境問題としても注目が高まりつつあります。気象庁の観測によれば、黄砂観測日は、2000年(平成12年)以降は30日を超えることが多く、また、黄砂観測のべ日数(全国61地点での観測日数の合計)も2000年以降は300日を超えることが多くなっており、近年我が国で黄砂が観測されることが多くなっています。

図4-1-17 降水中のpH分布図



- : 測定せず
 ※ : 当該年平均値が有効判定基準に適合せず、棄却された
 注1) 平均値は降水量加重平均により求めた
 注2) 東京は平成19年度より測定を開始
 尾花沢、筑波、犬山、倉橋島及び五島は平成20年度末で測定を休止
 資料：環境省

2 地域の生活環境の現状

(1) 騒音・振動

騒音に係る環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに設定されており、類型指定は、平成23年度末現在、47都道府県の756市、419町、39村、23特別区において行われています。また環境基準達成状況の評価は、「個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本」とされ、一般地域（地点）と道路に面する地域（住居等）別に行うこととされています。

平成23年度の一般地域における騒音の環境基準の達成状況は、全測定地点で85.4%、地域の騒音状況を代表する地点で86.4%、騒音に係る問題を生じやすい地点等で78.0%となっています。

平成23年度の道路に面する地域における騒音の環境基準の達成状況は、全国6,116.1千戸の住居等を対象に行った評価では、昼間又は夜間で環境基準を超過したのは504.5千戸(8.2%)でした(図4-1-18)。このうち、幹線交通を担う道路に近接する空間にある2,545.3千戸のうち昼間又は夜間で環境基準を超過した住居等は334.9千戸(13.2%)でした。また、航空機・鉄道の騒音・振動については、その特性に応じて、別途環境基準又は指針が設定されています。航空機騒音・新幹線鉄道騒音に係る環境基準については、地域の類型ごとに設定されており、平成23年度末現在で、航空機騒音については34都道府県において、新幹線鉄道騒音については25都道府県において類型の指定が行われています。

航空機騒音に係る環境基準の達成状況は、長期的に改善の傾向にあり、平成23年度においては測定地点の

図4-1-18 平成23年度 道路に面する地域における騒音の環境基準の達成状況

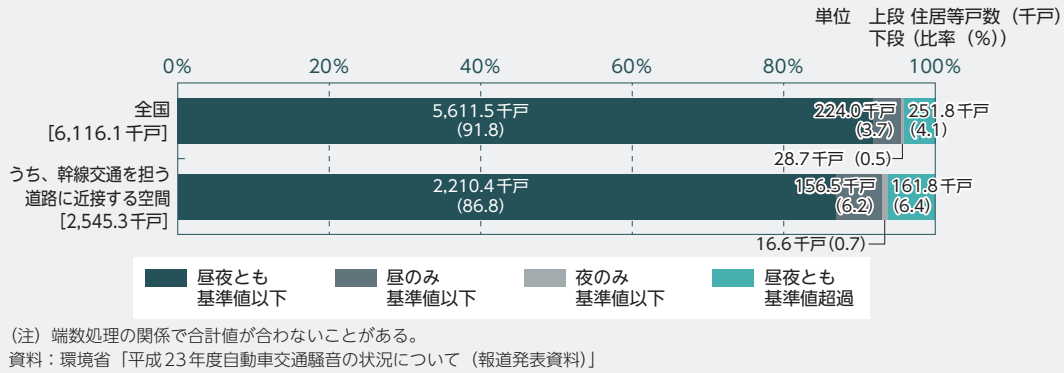


図4-1-19 航空機騒音に係る環境基準の達成状況 (平成19年度～23年度)

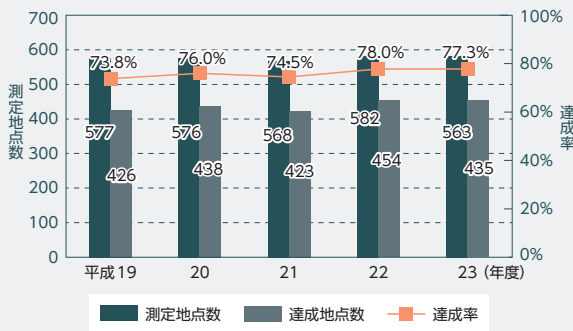
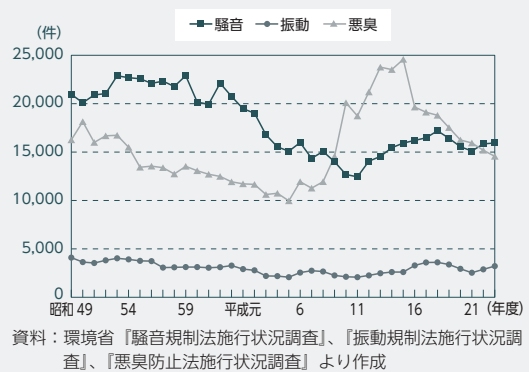


図4-1-20 騒音・振動・悪臭に係る苦情件数の推移 (昭和49年度～平成23年度)



77%の地点で達成しました(図4-1-19)。

新幹線鉄道騒音については、東海道、山陽、東北及び上越新幹線沿線において、主に住居地域を中心におおむね75デシベル以下が達成されていますが、一部で達成していない地域が残されています。また、新幹線鉄道振動については、振動対策指針値はおおむね達成されています。

騒音苦情の件数は平成18年度以降減少傾向にありましたが、平成23年度は前年度より95件増加し、15,944件でした(図4-1-20)。発生源別に見ると、建設作業騒音に係る苦情の割合が32.7%を占め、次いで工場・事業場騒音に係る苦情の割合が29.9%を占めています。

平成23年度には全国の地方公共団体で、人の耳には聞き取りにくい低周波の音がガラス窓や戸、障子等を振動させる、気分のイライラ、頭痛、めまいを引き起こすといった苦情が249件受け付けられました。

また、振動の苦情件数は、平成23年度は3,222件で、前年度に比べて340件増加しました。発生源別に見ると、建設作業振動に対する苦情件数が63.5%を占め、次いで工場・事業場振動に係るものが18.3%を占めています。

(2) 悪臭

悪臭苦情の件数は平成15年度以降は減少しており、平成23年度の悪臭苦情件数は14,569件となり8年連続で減少しました(図4-1-20)。発生源別に見ると、野外焼却に係る苦情が最も多く、全体の27.3%を占めました。前年度と比較すると、野外焼却、サービス業・その他、個人住宅・アパートなど、苦情件数上位の項目での減少が目立っています。

(3) その他の大気に係る生活環境の現状

ア ヒートアイランド現象

都市部の気温が郊外に比べて高くなるヒートアイランド現象が大都市を中心に生じており、夏季には、30℃を超える時間数が増加しています(図4-1-21)。また、冷房等による排熱が気温上昇を招き、さらなる冷房による排熱が生ずるといった悪循環の発生等さまざまな環境影響を及ぼしています。特に近年においては、猛暑による熱中症搬送者数の増加等もあり、都市の熱環境の改善について社会的な要請が高まっています。

イ 光害(ひかりがい)

不適切な照明等の使用から生じる光は、人間の諸活動や動植物の生息・生育に悪影響を及ぼすことがあります。また、過度の屋外照明はエネルギーの浪費であり、地球温暖化の原因にもなります。

3 水環境の現状

(1) 公共用水域の水質汚濁

ア 健康項目

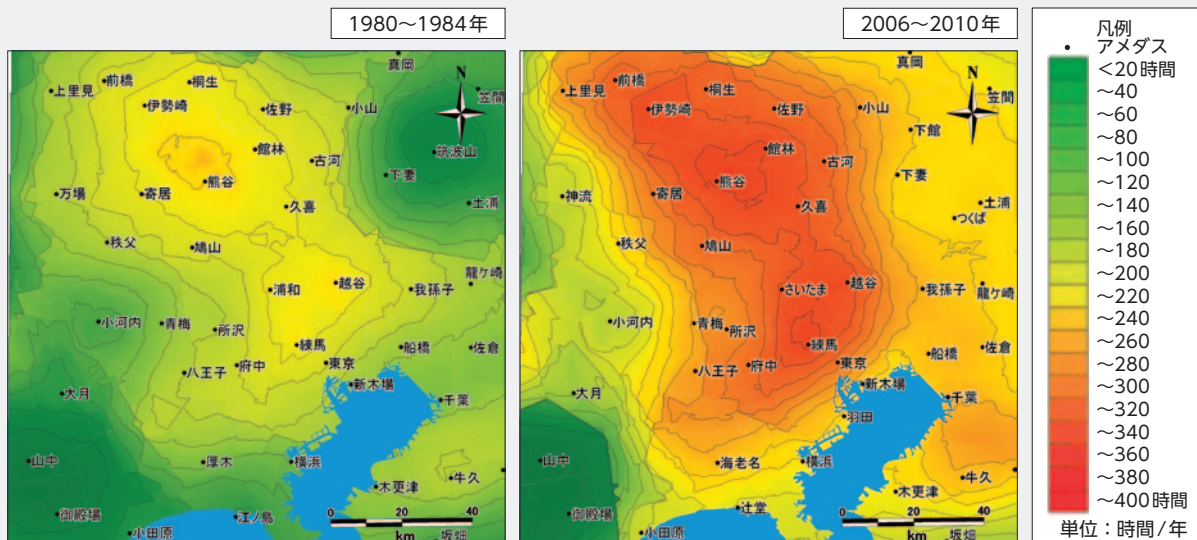
水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)については、平成23年度の公共用水域における環境基準達成率が98.9%(22年度98.9%)と、前年度と同様、ほとんどの地点で環境基準を満たしていました(表4-1-3)。

イ 生活環境項目

生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)のうち、有機汚濁の代表的な水質指標である生物化学的酸素要求量(BOD)又は化学的酸素要求量(COD)の環境基準の達成率は、平成23年度は88.2%(22年度87.8%)となっています。水域別では、河川93.0%(同92.5%)、湖沼53.7%(同53.2%)、海域78.4%(同78.3%)となり、湖沼では依然として達成率が低くなっています(図4-1-22、表4-1-4)。

閉鎖性海域の海域別のCODの環境基準達成率は、東京湾は68.4%、伊勢湾は56.3%、大阪湾は66.7%、

図4-1-21 関東地方における30℃以上の合計時間数の分布(5年間の年間平均時間数)



資料：環境省「ヒートアイランド対策マニュアル～最新状況と適応策等の対策普及に向けて～」より作成

表4-1-3 健康項目の環境基準達成状況 (非達成率)

| | 平成 23 年度 | | | | | | | | | 平成 22 年度 | | |
|-----------------|------------|------------------|----------|--------------|-----------|----------|------------|------------------|---------|------------|------------------|---------|
| | 河川 | | 湖沼 | | 海域 | | 全体 | | | 全体 | | |
| | a: 超過地点数 | b: 調査地点数 | a: 超過地点数 | b: 調査地点数 | a: 超過地点数 | b: 調査地点数 | a: 超過地点数 | b: 調査地点数 | a/b (%) | a: 超過地点数 | b: 調査地点数 | a/b (%) |
| カドミウム | 5 | 3,048 | 0 | 267 | 0 | 848 | 5 | 4,163 | 0.12 | 1 | 4,289 | 0 |
| 全シアン | 0 | 2,815 | 0 | 238 | 0 | 723 | 0 | 3,776 | 0 | 0 | 3,914 | 0 |
| 鉛 | 5 | 3,205 | 1 | 269 | 0 | 830 | 6 | 4,304 | 0.14 | 11 | 4,450 | 0.25 |
| 六価クロム | 0 | 2,871 | 0 | 245 | 0 | 811 | 0 | 3,927 | 0 | 0 | 4,043 | 0 |
| 砒素 | 26 | 3,162 | 2 | 270 | 0 | 872 | 28 | 4,304 | 0.65 | 25 | 4,380 | 0.57 |
| 総水銀 | 1 | 2,969 | 0 | 256 | 0 | 859 | 1 | 4,084 | 0 | 1 | 4,219 | 0 |
| アルキル水銀 | 0 | 679 | 0 | 70 | 0 | 214 | 0 | 963 | 0 | 0 | 986 | 0 |
| PCB | 0 | 1,767 | 0 | 157 | 0 | 469 | 0 | 2,393 | 0 | 0 | 2,448 | 0 |
| ジクロロメタン | 0 | 2,663 | 0 | 215 | 0 | 597 | 0 | 3,475 | 0 | 2 | 3,508 | 0.06 |
| 四塩化炭素 | 0 | 2,630 | 0 | 214 | 0 | 562 | 0 | 3,406 | 0 | 0 | 3,459 | 0 |
| 1,2-ジクロロエタン | 1 | 2,663 | 0 | 215 | 0 | 602 | 1 | 3,480 | 0 | 2 | 3,508 | 0.06 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0 | 2,670 | 0 | 215 | 0 | 602 | 0 | 3,487 | 0 | 0 | 3,497 | 0 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0 | 2,708 | 0 | 215 | 0 | 594 | 0 | 3,517 | 0 | 0 | 3,507 | 0 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 0 | 2,688 | 0 | 222 | 0 | 594 | 0 | 3,504 | 0 | 0 | 3,527 | 0 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0 | 2,687 | 0 | 215 | 0 | 594 | 0 | 3,496 | 0 | 0 | 3,490 | 0 |
| トリクロロエチレン | 0 | 2,747 | 0 | 227 | 0 | 607 | 0 | 3,581 | 0 | 0 | 3,633 | 0 |
| テトラクロロエチレン | 0 | 2,748 | 0 | 227 | 0 | 607 | 0 | 3,582 | 0 | 0 | 3,633 | 0 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 0 | 2,659 | 0 | 221 | 0 | 551 | 0 | 3,431 | 0 | 0 | 3,482 | 0 |
| チウラム | 0 | 2,611 | 0 | 217 | 0 | 538 | 0 | 3,366 | 0 | 0 | 3,424 | 0 |
| シマジン | 0 | 2,632 | 0 | 217 | 0 | 546 | 0 | 3,395 | 0 | 0 | 3,425 | 0 |
| チオベンカルブ | 0 | 2,639 | 0 | 217 | 0 | 538 | 0 | 3,394 | 0 | 0 | 3,400 | 0 |
| ベンゼン | 0 | 2,627 | 0 | 216 | 0 | 592 | 0 | 3,435 | 0 | 0 | 3,458 | 0 |
| セレン | 0 | 2,653 | 0 | 212 | 0 | 588 | 0 | 3,453 | 0 | 0 | 3,482 | 0 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 3 | 3,129 | 0 | 349 | 0 | 742 | 3 | 4,220 | 0.07 | 3 | 4,322 | 0.07 |
| ふっ素 | 15 (23) | 2,705 (2,728) | 0 | 239 (239) | - (29) | - | 15 (23) | 2,944 (2,996) | 0.51 | 13 (25) | 2,968 (3,010) | 0.44 |
| ほう素 | 1 (79) | 2,631 (2,710) | 0 (4) | 234 (238) | - (27) | - | 1 (83) | 2,865 (2,975) | 0 | 1 (93) | 2,837 (2,955) | 0 |
| 1,4-ジオキサン | 1 | 2,495 | 0 | 199 | 0 | 642 | 1 | 3,336 | 0 | 2 | 2,963 | 0.07 |
| 合計 (のべ地点数) | 58 | 3,931 | 3 | 396 | 0 | 1,107 | 61 | 5,434 | 1.12 | 61 | 5,525 | 1.10 |

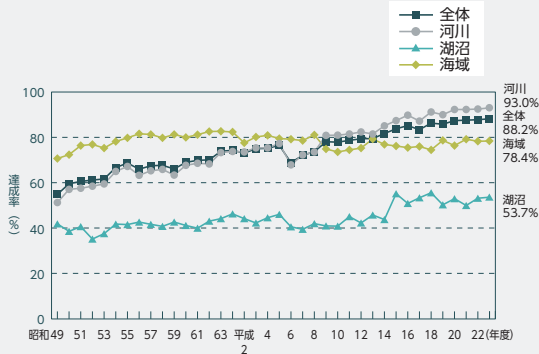
注1：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素は、平成11年度から全国的に水質測定を開始している。
 2：ふっ素及びほう素の環境基準は、海域には適用されない。これら2項目に係る海域の測定地点数は、()内に参考までに記載したが、環境基準の評価からは除外し、合計欄にも含まれない。また、河川及び湖沼においても、海水の影響により環境基準を超過した地点を除いた地点数を記載しているが、下段()内には、これらを含めた地点数を参考までに記載した。
 3：合計欄の超過地点数は、のべ地点数であり、同一地点において複数の項目が環境基準を超えた場合には、それぞれの項目において、超過地点数を1として集計した。
 資料：環境省「平成23年度公共用水域水質測定結果」

大阪湾を除く瀬戸内海は79.3%となっています(図4-1-23)。

一方、全窒素及び全りん的环境基準の達成率は、平成23年度は湖沼47.9% (同50.4%)、海域84.8% (81.6%) となり、湖沼では依然として低い水準で推移しています。閉鎖性海域の海域別の全窒素及び全りんの環境基準達成率は、東京湾は100% (6水域中6水域)、伊勢湾は42.9% (7水域中3水域)、大阪湾は100% (3水域中3水域)、大阪湾を除く瀬戸内海は93.0% (57水域中53水域)となっています。

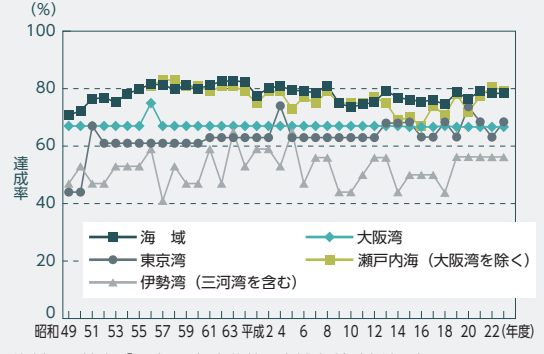
また、平成22年の赤潮の発生状況は、東京湾29件、伊勢湾35件、瀬戸内海91件、有明海35件となっています。また、これらの海域では貧酸素水塊や青潮の発生も見られました。湖沼についてもアオコや淡水赤潮の発生が見られました。

図4-1-22 環境基準達成率（BOD又はCOD）の推移



資料：環境省「平成23年度公共用水域水質測定結果」

図4-1-23 三海域の環境基準達成率の推移（COD）



資料：環境省「平成23年度公共用水域水質測定結果」

表4-1-4 環境基準の達成状況（BOD又はCOD）

| 〈河川〉 | | | | | | |
|------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|
| 類型 | 水域数 | | 達成水域数 | | 達成率 (%) | |
| | 平成23年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成22年度 |
| AA | 363 | 361 | 326 | 333 | 89.8 | 92.2 |
| A | 1,269 | 1,265 | 1,196 | 1,182 | 94.2 | 93.4 |
| B | 527 | 533 | 485 | 481 | 92.0 | 90.2 |
| C | 273 | 276 | 249 | 251 | 91.2 | 90.9 |
| D | 79 | 81 | 78 | 77 | 98.7 | 95.1 |
| E | 43 | 45 | 42 | 45 | 97.7 | 100.0 |
| 合計 | 2,554 | 2,561 | 2,376 | 2,369 | 93.0 | 92.5 |

| 〈湖沼〉 | | | | | | |
|------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|
| 類型 | 水域数 | | 達成水域数 | | 達成率 (%) | |
| | 平成23年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成22年度 |
| AA | 31 | 31 | 5 | 7 | 16.1 | 22.6 |
| A | 139 | 137 | 94 | 90 | 67.6 | 65.7 |
| B | 18 | 18 | 2 | 2 | 11.1 | 11.1 |
| C | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 |
| 合計 | 188 | 186 | 101 | 99 | 53.7 | 53.2 |

| 〈海域〉 | | | | | | |
|------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|
| 類型 | 水域数 | | 達成水域数 | | 達成率 (%) | |
| | 平成23年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成22年度 |
| A | 255 | 260 | 165 | 165 | 64.7 | 63.5 |
| B | 211 | 211 | 175 | 178 | 82.9 | 84.4 |
| C | 118 | 119 | 118 | 119 | 100.0 | 100.0 |
| 合計 | 584 | 590 | 458 | 462 | 78.4 | 78.3 |

| 〈全体〉 | | | | | | |
|------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|
| 類型 | 水域数 | | 達成水域数 | | 達成率 (%) | |
| | 平成23年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成22年度 |
| 合計 | 3,326 | 3,335 | 2,935 | 2,930 | 88.2 | 87.8 |

注：1) 河川はBOD、湖沼及び海域はCODである。

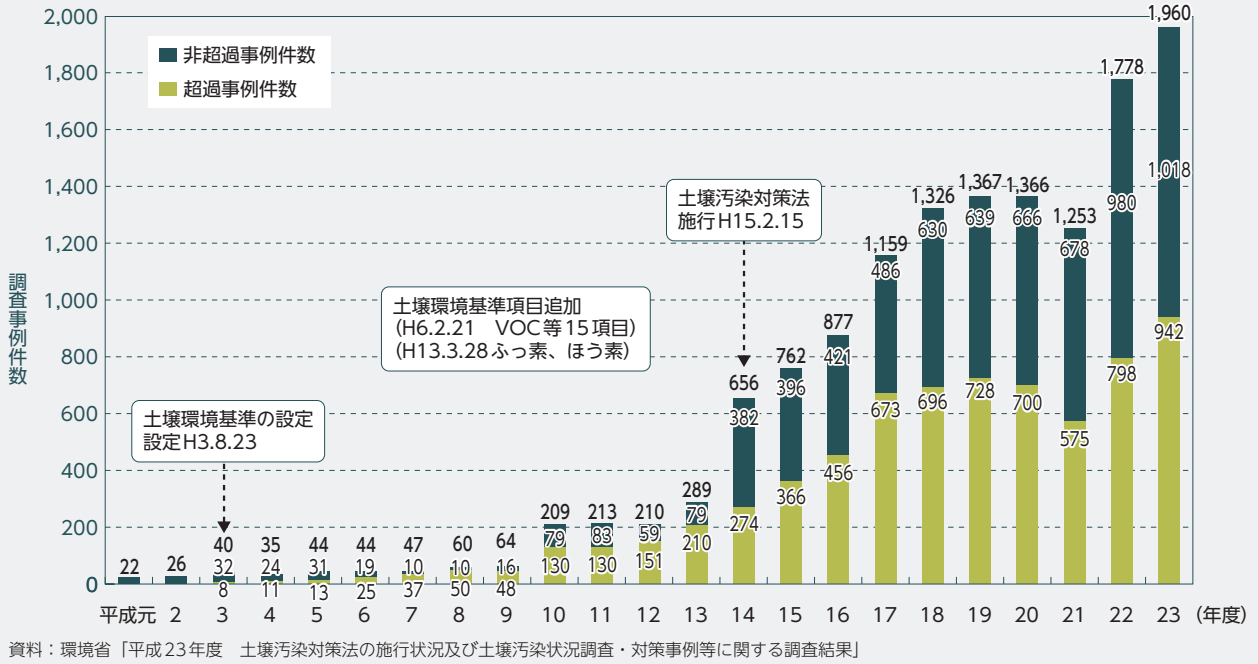
2) 平成23年度調査は、平成22年度までに類型指定がなされた水域のうち有効な測定結果が得られた水域について取りまとめたものである。

資料：環境省「平成23年度公共用水域水質測定結果」

(2) 地下水質の汚濁

平成23年度の地下水質の概況調査の結果では、調査対象井戸（3,692本）の5.9%（218本）において環境基準を超過する項目が見られ、汚染井戸の監視等を行う継続監視調査の結果では、4,613本の調査井戸のうち2,014本において環境基準を超過していました。なお、平成21年度から従来の定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分を変更しています（図4-1-24、図4-1-25、図4-1-26）。施肥、家畜排せつ物、生活排水等が原因と見られる硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の環境基準超過率が、3.6%と最も高くなっており、これらに係る対策が緊急の課題となっています。一方、汚染源が主に事業場であるトリクロロエチレン等の揮発性有機化合物についても、依然として新たな汚染が発見されています。

図4-1-27 年度別の土壤汚染判明事例件数



の増加、地方公共団体における地下水の常時監視の体制整備や土壤汚染対策に係る条例の整備等に伴い、近年、土壤汚染事例の判明件数が増加しています。都道府県や土壤汚染対策法の政令市が把握している調査の結果では、平成23年度に土壤の汚染に係る環境基準又は土壤汚染対策法の指定基準を超える汚染が判明した事例は942件となっています(図4-1-27)。事例を有害物質の項目別で見ると、鉛、ふっ素、砒素などが多くみられます。

5 地盤環境の現状

地盤沈下は、地下水の過剰な採取により地下水位が低下し、主として、粘土層が収縮するために生じますが、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震の発生後においては、東北地方から関東地方にかけて広範囲にわたり、地震の影響と考えられる大規模な沈下が観測されました。代表的な地域における地盤沈下の経年変化は、図4-1-28に示すとおりであり、平成23年度までに、地盤沈下が認められている主な地域は39都道府県64地域となっています。

平成23年度において年間2cm以上沈下した地域は14地域で、2cm以上沈下した面積(年間2cm以上沈下した面積が1.0km²以上の地域の面積の合計)は5,920km²であり、このうち年間4cm以上沈下した地域は11地域で、4cm以上沈下した面積(年間4cm以上沈下した面積が1.0km²以上の地域の面積の合計)は4,061km²でした(図4-1-29)。

かつて著しい地盤沈下を示した東京都区部、大阪市、名古屋市などでは、地下水採取規制等の対策の結果、長期的には地盤沈下は沈静化の傾向をたどっています。しかし、消融雪地下水採取地、水溶性天然ガス溶存地

図4-1-28 代表的地域の地盤沈下の経年変化

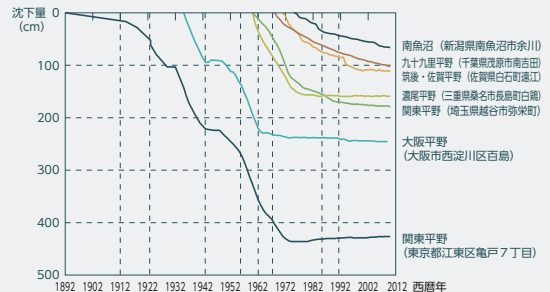
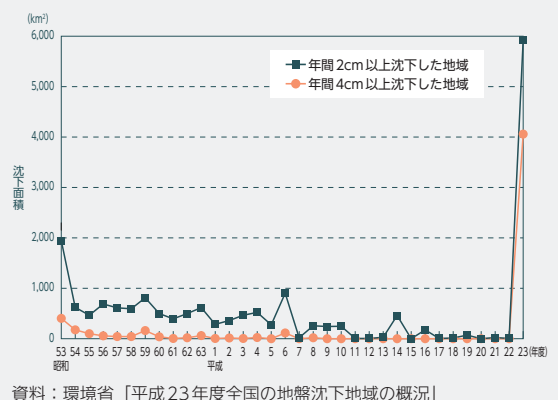


図4-1-29 全国の地盤沈下地域の面積(年度別推移)



下水採取地など、一部地域では依然として地盤沈下が発生しています。

長年継続した地盤沈下により、多くの地域で建造物、治水施設、港湾施設、農地及び農業用施設等に被害が生じており、海拔ゼロメートル地域などでは洪水、高潮、津波などによる甚大な災害の危険性のある地域も少なくありません。

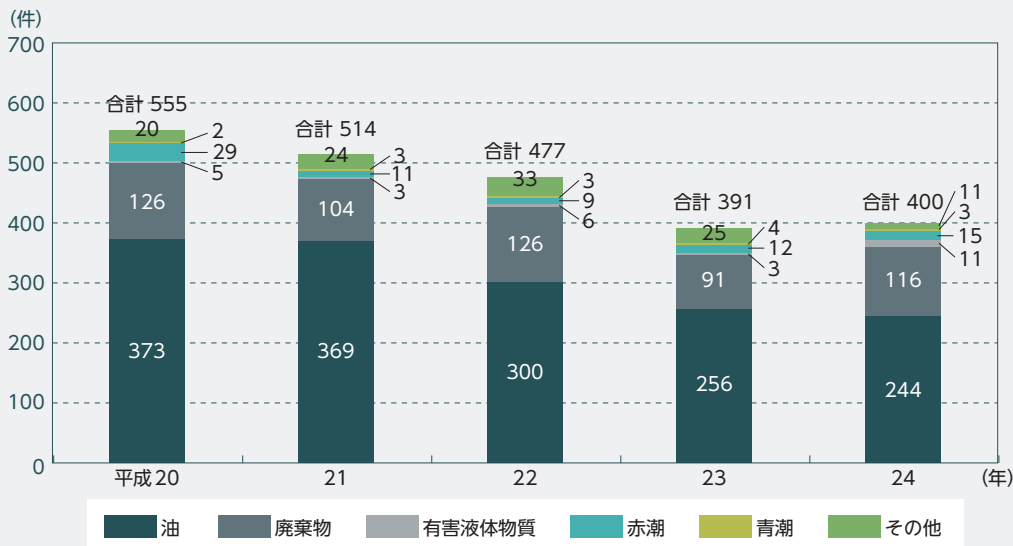
6 海洋環境の現状

日本周辺の海洋環境の経年的変化を捉え、総合的な評価を行うため、水質、底質等の海洋環境モニタリング調査を実施しています。平成22年度は、大阪湾から紀伊水道の沖合において調査を実施した結果、PCBやPFOSなどが高い濃度で検出されましたが、底質の暫定除去基準値（PCB）を下回っていること及び簡易リスク評価を実施した結果を踏まえ、人への健康に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。今後も引き続き定期的な監視を行い、汚染の状況に大きな変化がないか把握していくこととします。

なお、海洋環境モニタリング調査結果のデータについては、独立行政法人国立環境研究所が整備した「環境GIS」で公表しています。最近5か年（平成20年～24年）の日本周辺海域における海洋汚染（油、廃棄物、赤潮等）の発生確認件数の推移は図4-1-30のとおりです。平成24年は400件と23年に比べ9件増加しました。これを汚染物質別に見ると、油による汚染が244件で前年に比べ12件減少、廃棄物による汚染が116件で前年に比べ25件増加、有害液体物質による汚染が11件で前年に比べ8件増加、赤潮による汚染が15件で前年に比べ3件増加、青潮による汚染が3件で前年に比べ1件減少、その他（工場排水等）による汚染が11件で前年に比べ14件減少しました。

近年、外国由来のものを含む漂流・漂着ごみによる、海岸機能の低下や生態系を含めた環境・景観の悪化、船舶の安全航行の確保や漁業への被害などの深刻化が指摘されています。

図4-1-30 海洋汚染の発生確認件数の推移



注：その他とは、工場排水等である。
資料：海上保安庁

第2節 大気環境の保全対策

1 大気環境の監視・観測体制の整備

(1) 国設大気測定網

大気汚染の状況を全国的な視野で把握するとともに、大気保全施策の推進等に必要な基礎資料を得るため、国設大気環境測定所(9か所)及び国設自動車交通環境測定所(10か所)を設置し、測定を行っています。これらの測定所は、地方公共団体が設置する大気環境常時監視測定局の基準局、大気環境の常時監視に係る試験局、国として測定すべき物質等(有害大気汚染物質)の測定局、大気汚染物質のバックグラウンド測定局としての機能を有しています。

加えて、国内における酸性雨や越境大気汚染の長期的な影響を把握することを目的として、「越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング計画(平成21年3月改訂)」に基づくモニタリングを離島など遠隔地域を中心に全国27か所で実施しています。

また、環境放射線等モニタリング調査として、離島等(全国10か所)の人による影響の少ない地域において大気中の放射線等のモニタリングを実施しており、その調査結果を、ホームページ「環境放射線等モニタリングデータ公開システム(<http://housyasen.taiki.go.jp/>(別ウィンドウ))」で情報提供しています。

(2) 地方公共団体の大気汚染監視体制

都道府県等では、一般局及び自排局において、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号。以下「大防法」という。)に基づく大気汚染状況を常時監視しています。

また、国は、そのデータ(速報値)を「大気汚染物質広域監視システム(愛称:そらまめ君)」によりリアルタイムに収集し、インターネット及び携帯電話用サイトで情報提供しています。

さらに、微小粒子状物質(PM_{2.5})の環境基準の設定に伴い、大防法に基づく大気汚染の状況の常時監視に用いるPM_{2.5}の自動測定機の標準測定方法との等価性の評価を行いました。

2 ばい煙に係る固定発生源対策

大防法に基づき、ばい煙(窒素酸化物、硫黄酸化物、ばいじん等)を発生し、及び排出する施設について排出基準を定めて規制等を行っています。加えて、施設単位の排出基準では良好な大気環境の確保が困難な地域においては、工場又は事業場の単位で窒素酸化物及び硫黄酸化物の総量規制を行っています。また、近年では一部の大企業も含めた事業者において、ばい煙量又はばい煙濃度の測定結果の記録の改ざん等不適切な事案が相次いで発覚したことから、平成22年5月に大防法、平成23年3月に省令を改正し、排出基準超過時に都道府県等が行う改善命令等の発動要件を緩和し、及びばい煙量又はばい煙濃度の測定結果の未記録等に対する罰則の創設等を行いました。

3 移動発生源対策

(1) 自動車単体対策と燃料対策

自動車の排出ガス及び燃料については、大防法に基づき逐次規制を強化してきています(図4-2-1、図4-2-2、図4-2-3)。

中央環境審議会では、「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」が継続的に審議されており、平成24年8月には、二輪自動車について世界統一試験サイクルの導入及び排出ガス規制強化、ディーゼル重量

車について試験サイクル以外での排出ガス低減対策やNOx後処理装置対策、ディーゼル特殊自動車について、黒煙規制の見直し及び国際基準調和を考慮した排出ガス低減対策等の第十一次答申がなされました。

また、本答申において引き続き検討すべきであるとされた、NOx後処理装置の性能低下の原因究明及び対策等について、10月に環境省・国土交通省合同で「排出ガス後処理装置検討会」を開催し、検討を開始しました。

ディーゼル特殊自動車の排出ガス規制について、第九次答申、第十一次答申を受けて、平成25年3月に「自動車排出ガスの量の許容限度（昭和49年1月環境省告示第1号）」及び「大気汚染防止法第十九条第三項の規定に基づく特定特殊自動車排出ガスの量の許容限度（平成18年3月環境省告示72号）」の改正を行いました（表4-2-1）。

また、公道を走行しない特殊自動車（以下「オフロード特殊自動車」という。）に対する排出ガス規制を行う特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号。以下「オフロード法」という。）に基づき、平成18年10月から原動機の燃料の種類と出力帯ごとに順次使用規制を開始する等、排出ガス対策に取り組んでいるほか、平成23年度以降順次強化している排出ガス基準に適合するオフロード特殊自動車等への買換えが円滑に進むよう、税制の特例措置、政府系金融機関による低利融資、ハイブリッドオフロード特殊自動車等を導入する際の補助を講じました。

(2) 大都市地域における自動車排出ガス対策

自動車交通量が多く交通渋滞が著しい大都市地域の大気汚染状況に対応するため、関係機関が連携して総合的な取組を行っています。なかでも自動車NOx・PM法（図4-2-4）に基づき大都市地域（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、大阪府及び兵庫県）においては、各都道府県が「総量削減計画」を策定し、自動車からのNOx及びPMの排出量の削減に向けた施策を計画的に進めています。

さらに、同法による車種規制の円滑な施行を図るため、政府系金融機関による低利融資等の普及支援策を講じるとともに、排出ガス低減性能の高い自動車の普及や排出基準に適合している全国のトラック・バス等であることが判別できるように「自動車NOx・PM法適合車ステッカー」の交付等に取り組んでいます。

(3) 低公害車の普及促進

平成32年までに、新車販売に占める次世代自動車の割合を最大で50%まで普及するとの目標に基づき、次世代自動車等の普及に取り組んだ結果、平成23年度における新車販売に占める次世代自動車の割合は、約16%となりました。

低公害車の普及を促す施策として、車両導入に対する各種補助、自動車税のグリーン化及び自動車重量税・自動車取得税の時限的免除・軽減措置等の税制上の特例措置並びに政府系金融機関による低利融資を講じま

図4-2-1 ガソリン・LPG乗用車規制強化の推移

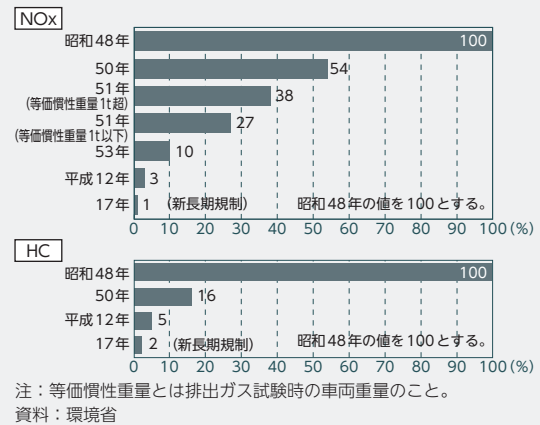


図4-2-2 ディーゼル重量車（車両総重量3.5t超）規制強化の推移

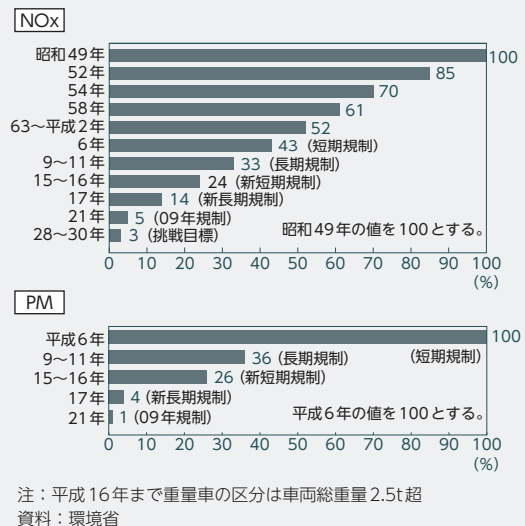


図4-2-3 軽油中の硫黄分規制強化の推移

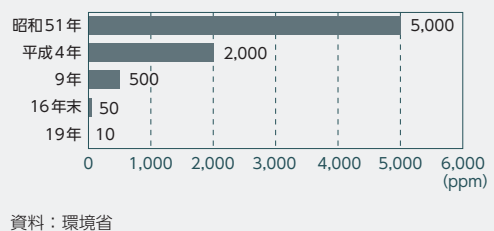
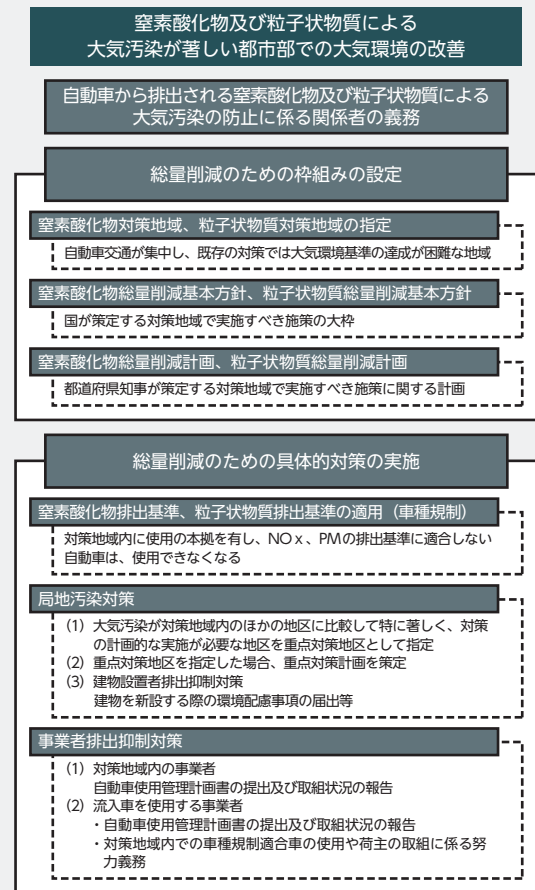


表4-2-1 中央環境審議会での審議状況

| 年月 | 記事 |
|-------|---|
| 平成8.5 | 【中環審諮問】 今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について |
| 8.10 | 【中環審中間答申】 ○ガソリントラック及びバスについて平成10年から規制を強化 ○二輪車の規制導入（平成10、11年） |
| 9.11 | 【中環審第二次答申】 ○ガソリン自動車の全車種について二段階で規制を強化 (1) 新短期目標（平成12、13、14年規制） （乗用車12年規制＝ポスト53規制） (2) 新長期目標（平成17年頃を目標） ○ディーゼル特殊自動車（建設機械、産業機械、農業機械）の排出ガス規制を平成16年までに導入 |
| 10.12 | 【中環審第三次答申】 ○ディーゼル自動車の全車種について二段階で規制を強化 (1) 新短期目標（平成14、15、16年規制） ……NOxで25～30%、PMで28～35%低減 (2) 新長期目標（平成19年頃を目標） |
| 12.11 | 【中環審第四次答申】 ○ディーゼル自動車の新長期目標の早期達成（平成17年頃を目標） ○軽油の低硫黄化（500ppm→50ppm）（平成16年） ○特殊自動車規制の早期達成（平成15年） |
| 14.4 | 【中環審第五次答申】 ○ガソリン自動車の規制強化（平成17年、19年（軽貨物車）規制） ……乗用車でNOx、HC約50%低減 ○ガソリンの低硫黄化（100ppm→50ppm） ○ディーゼル自動車の規制強化（平成17年規制） ……重量車でNOx約40%、PM約85%低減 ○試験モードの変更（重量車2005年、乗用車等2008～2011年） |
| 15.6 | 【中環審第六次答申】 ○二輪車の規制強化（平成18年、19年） ○ディーゼル特殊自動車の規制強化（平成18年～20年規制） ○ガソリン特殊自動車の排出ガス規制を平成19年までに導入 |
| 15.7 | 【中環審第七次答申】 ○新長期規制以降のディーゼル自動車の排出ガス規制強化を検討 ○燃料規格項目の追加 ○軽油の低硫黄化（50ppm→10ppm）（平成19年） |
| 17.4 | 【中環審第八次答申】 ○ディーゼル自動車の規制強化（平成21年） ○ディーゼル重量車の「挑戦目標値」提示 ○ガソリン自動車（リーンバーン直噴車）のPM規制導入（平成21年） |
| 20.1 | 【中環審第九次答申】 ○ディーゼル特殊自動車の規制強化（平成23年～27年） ○オパシメータの導入等 |
| 22.7 | 【中環審第十次答申】 ○ディーゼル重量車の規制強化（平成28年～30年） ○ディーゼル重量車の試験モードを世界統一試験サイクルへ変更 ○E10対応ガソリン車の排出ガス低減対策、E10規格の設定 |
| 24.8 | 【中環審第十一次答申】 ○二輪車の排出ガス試験法の変更及び規制強化並びに燃料蒸発ガス規制の導入（平成28年） ○ディーゼル重量車のオフサイクルにおける排出ガス対策 ○ディーゼル重量車の使用過程での排出ガス後処理装置劣化対策 ○ディーゼル特殊自動車の黒煙規制の変更等（平成26年～28年） |

※ 中環審：中央環境審議会、NOx：窒素酸化物、PM：粒子状物質
資料：環境省

図4-2-4 自動車NOx・PM法の概要



資料：環境省

した。

また、低公害車普及のためのインフラ整備については、国による設置費用の一部補助、燃料等供給設備に係る固定資産税の軽減措置等の税制上の特例措置及び政府系金融機関による低利融資を実施しました。

(4) 交通流対策

ア 交通流の分散・円滑化施策

道路交通情報通信システム(VICS)の情報提供エリアのさらなる拡大を図るとともに、スマートウェイの一環としてITSスポットサービスを推進し、道路交通情報の内容・精度の改善・充実に努めたほか、信号機の高高度化、公共車両優先システム(PTPS)の整備、総合的な駐車対策等により、環境改善を図りました。また、環境ロードプライシング施策を試行し、住宅地域の沿道環境の改善を図りました。

イ 交通量の抑制・低減施策

交通にかかわる多様な主体で構成される協議会による都市・地域総合交通戦略の策定及びそれに基づく公共交通機関の利用促進等への取組を支援しました。また、交通需要マネジメント施策の推進により、地域における自動車交通需要の調整を図りました。

(5) 船舶・航空機・建設機械の排出ガス対策

船舶からの排出ガスについては、国際海事機関(IMO)の排出基準(MARPOL条約附属書VI)を踏まえ、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号。以下「海洋汚染防止法」という。)により、窒素酸化物、燃料油中硫黄分濃度等について規制されています。

航空機からの排出ガスについては、国際民間航空機関(ICAO)の排出基準を踏まえ、航空法(昭和27年法律第231号)により、炭化水素、一酸化炭素、窒素酸化物等について規制されています。

建設機械のうちオフロード特殊自動車については、オフロード法に基づき平成18年10月より順次使用規制を開始し、平成23年10月からは次期排出ガス基準による規制を順次開始しており、「建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るための指針」に基づきNO_x、PM等大気汚染物質の排出抑制に取り組んでいます。

一方、オフロード法の対象外機種(発動発電機や小型の建設機械等)についても、オフロード法の2006年基準と同等の排出ガス基準値に基づき策定した「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」等により、排出ガス対策型建設機械の使用を推進しました。また、これら建設機械の取得時の融資制度を設置しました。

(6) 普及啓発施策等

低公害車(次世代自動車等)やエコドライブの普及啓発を目的として、平成24年5月に「エコ&セーフティ神戸カーライフ・フェスタ」を実施しました。また、11月の「エコドライブ推進月間」を中心に、マイカーの使用抑制等や適切な自動車の使用等と呼び掛けるとともに、エコドライブ普及連絡会が同月間を機に見直しを行い、策定した「エコドライブ10のすすめ」の普及啓発を図りました。

4 微小粒子状物質(PM_{2.5})対策

平成21年9月に環境基準が設定されたPM_{2.5}について、常時監視網の整備に取り組んでいます。また、PM_{2.5}の排出源は、固定発生源、移動発生源及び大気中での生成など多岐にわたるため、効果的な対策の検討のために質量濃度に加え成分分析も行うこととするなど、発生源の寄与割合や大気中の発生メカニズムの解明等の科学的知見の集積に取り組んでいます。

なお、平成25年1月頃から中国においてPM_{2.5}による深刻な大気汚染が発生し、我が国でも一時的にPM_{2.5}濃度の上昇が観測されたこと等により、PM_{2.5}による大気汚染について国民の関心が高まってきたことを踏まえ、同年2月、国内の観測網の充実、専門家会合による検討、国民への情報提供、対中国技術協力の強化等から成る当面の対応方針を取りまとめました。さらに、専門家会合において、PM_{2.5}に関する「注意喚起のための暫定的な指針」が示されました。この暫定指針に基づき、都道府県等において注意喚起の運用や情報提供が実施されています。

5 光化学オキシダント対策

(1) 光化学オキシダント緊急時対策

都道府県では、大防法に基づく大気汚染状況の常時監視において、光化学オキシダントの濃度が高くなり、被害が生ずるおそれがある場合に、光化学オキシダント注意報等を発令しています。その際には、ばい

煙排出者に対する大気汚染物質排出量の削減及び自動車使用者に対する自動車の走行の自主的制限を要請するほか、住民に対する広報活動と保健対策を実施しています。また、気象庁では光化学スモッグに関連する気象状況を都道府県に通報し、光化学オキシダントの濃度が高くなる場合にはスモッグ気象情報を発表して国民へ周知しています。

加えて、環境省では光化学オキシダントによる被害を未然防止するため、「大気汚染物質広域監視システム(愛称：そらまめ君)」により、都道府県等が発令した光化学オキシダント注意報等発令情報を、リアルタイムで収集し、これらのデータを地図情報などとして、インターネット等で一般に公開しています(大気汚染物質広域監視システム(そらまめ君) <http://soramame.taiki.go.jp/> (別ウィンドウ))。

(2) 揮発性有機化合物排出抑制対策

揮発性有機化合物は光化学オキシダントの生成の原因物質の一つであり、その排出削減により、光化学オキシダントによる大気汚染の改善が期待されます。

揮発性有機化合物の排出抑制対策については、平成22年度までに全国の揮発性有機化合物総排出量(以下「VOC総排出量」という。)を平成12年度に比べて3割程度削減させることを目標に、法規制と自主的取組を適切に組み合わせた制度(以下「ベストミックス」)により実施。平成22年度のVOC総排出量は平成12年度に対し44%削減されたことから、平成24年4月に環境大臣から中央環境審議会に「今後の揮発性有機化合物の排出抑制対策の在り方について」について諮問を行い、平成24年12月に中央環境審議会から答申されました。答申では法規制と自主的取組を組み合わせた現行のVOC排出抑制制度はこのまま継続することとなりました。

(3) 光化学オキシダント対策に向けた現象解明の推進

平成24年3月に策定した「光化学オキシダント調査検討会報告書」に基づき、「モニタリングの充実・データの多角的解析」、「排出インベントリの精緻化」、「シミュレーションの高度化」を通じて光化学オキシダントに関する現象解明を進めています。

(4) 国際的な取組

東アジア地域においては、近年の経済成長等に伴い光化学オキシダント原因物質の排出量が増加しており、我が国の大気環境への影響が懸念されています。このため、平成19年12月に開催された「第9回日中韓三カ国環境大臣会合」において、我が国の提案により光化学オキシダントに係る科学的な研究について協力することが合意されました。これを受け、平成20年より、光化学オキシダントに関する科学的知見の共有や今後の研究協力の検討を行うため、研究者等を対象とした「日中韓光化学オキシダント科学研究ワークショップ」を開催しています。さらに、平成22年5月の「第12回日中韓三カ国環境大臣会合」で採択された環境協力に係る共同計画を踏まえ、共同研究を実施することとされており、共同研究の進め方について協議しました。

6 多様な有害物質による健康影響の防止

(1) 有害大気汚染物質対策

大防法に基づき、地方公共団体との連携の下に、有害大気汚染物質による大気汚染の状況を把握するための調査を行いました。また、平成22年10月の中央環境審議会答申「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第九次答申)」において、PRTR制度の対象物質と整合性を図る観点から、「有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質リスト」及び「優先取組物質」が見直され、リスクの程度に応じた対策のあり方が整理されたことを踏まえ、新たな物質リストに基づき有害性情報やばく露情報等の基礎情報の収集・整理を行うとともに、PRTRデータ等を用いた効率的なモニタリング地点の選定方法に係る検討を行いました。

さらに、一般環境大気中におけるクロム、アクリルアミド及びトルイジンの測定方法の確立に向けた検討を行いました。

また、優先取組物質のうち、環境目標値が設定されていない物質については、迅速な指針値設定を目指すこととされており、科学的知見の充実のため、有害性情報等の収集を実施しました。このうち、科学的知見の収集・整理の状況を踏まえ、マンガン及びその化合物について指針値の設定に向けた検討を開始しました。

(2) 石綿対策

大防法では、吹付け石綿や石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材を使用するすべての建築物その他の工作物の解体等作業について作業基準等を定め、石綿の大気環境への飛散防止対策に取り組んでいます。また、近年、建築物等の解体現場等から石綿が飛散する事例等が確認されていること等を踏まえ、平成24年4月に環境大臣から中央環境審議会に「石綿の飛散防止対策の更なる強化について」について諮問し、平成25年2月に中央環境審議会から答申されました。答申では、事前調査の義務化、大防法に基づく届出義務者の変更、立入り権限の強化、大気濃度測定等があり、これを受け、大防法の制度改正を行います。

7 酸性雨・黄砂に係る対策

(1) 酸性雨

東アジア地域において、酸性雨の現状やその影響を解明するとともに、酸性雨問題に関する地域の協力体制を確立することを目的として、日本のイニシアティブにより、平成13年から東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）が本格稼働しており、現在、東アジア地域の13か国が参加しています。EANETでは、共通手法による酸性雨モニタリングによって、信頼できるデータの集積等を実施しています（図4-2-5）。

EANETでは、EANETへの財政的貢献のための健全な基礎を提供する文書についての議論の結果、平成22年11月に開催された第12回政府間会合において「EANETの強化のための文書」の採択と署名が行われ、平成24年1月から同文書の運用が開始されました。平成24年11月には、第14回政府間会合において、同文書に基づく諸活動の実施に関する決議文が採択されるとともに、EANETの今後の活動の方向性についても意見交換が行われました。

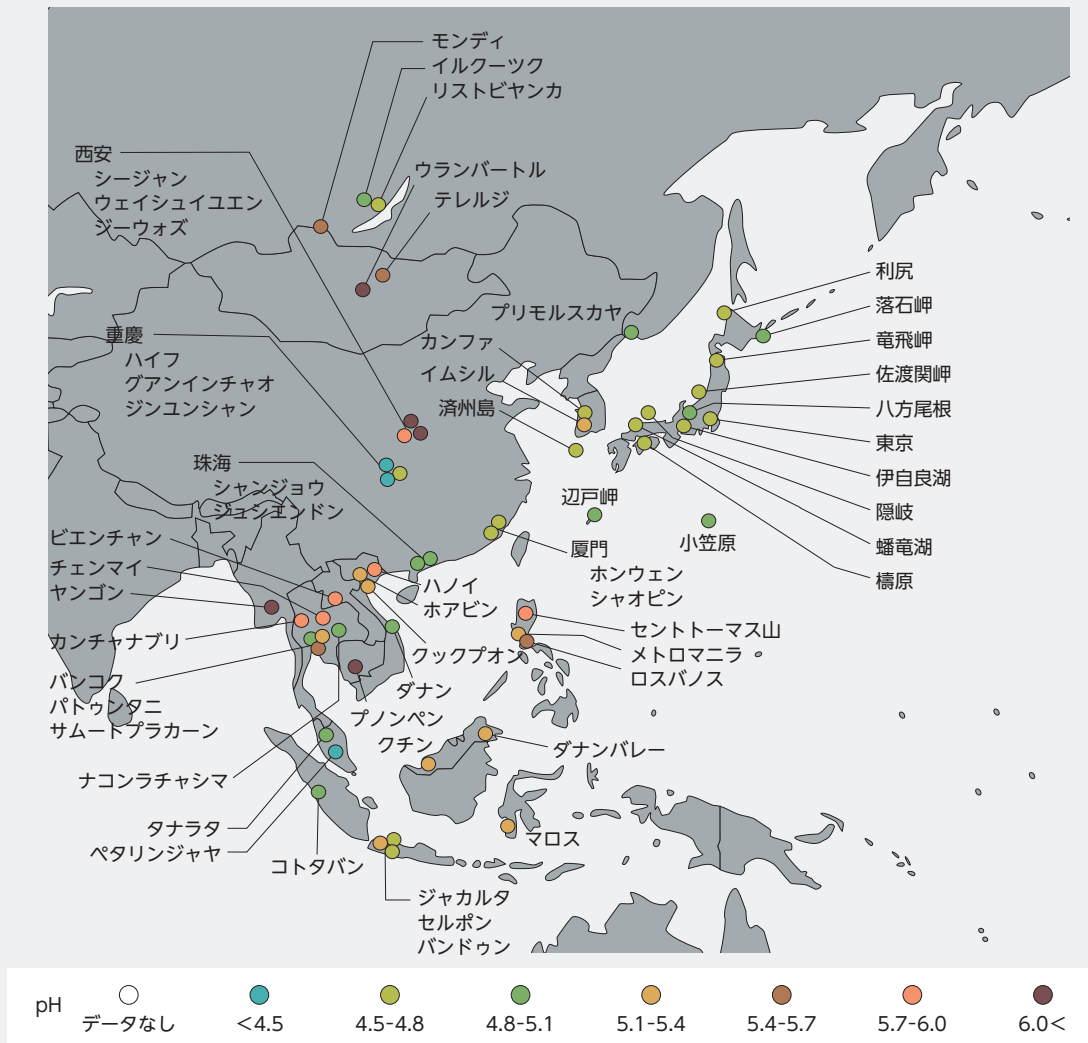
また、国内では、越境大気汚染及び酸性雨による影響の早期把握、大気汚染原因物質の長距離輸送や長期トレンドの把握、将来影響の予測を目的として、「越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング計画」に基づき、国内の湿性・乾性沈着モニタリング、湖沼等を対象とした陸水モニタリング、土壌・植生モニタリングを行っています。

(2) 黄砂

日中韓三カ国黄砂局長会合等において、北東アジア地域における黄砂対策の地域協力について検討が行われており、平成19年12月に開催された第9回日中韓三カ国環境大臣会合における合意を受けて、平成20年から黄砂共同研究を開始しました。さらに平成22年5月の「第12回日中韓三カ国環境大臣会合」で採択された環境協力に係る共同計画を踏まえた取組を展開していくこととしています。

また、国内では、黄砂の物理的性質（黄砂の粒径）や化学的性質（黄砂の成分）を解明するため、平成14年度より黄砂実態解明調査を実施しており、平成23年度は全国5地点で実施しました。また、我が国への黄砂の飛来状況を把握するとともに、国際的なモニタリングネットワークの構築にも資するものとして、独立行政法人国立環境研究所と協力して、高度な黄砂観測装置（ライダー装置）によるモニタリングネットワークを整備しています。さらに、平成19年度より、国内外のライダー装置によるモニタリングネットワークの観測データをリアルタイムで提供する環境省黄砂飛来情報ページを環境省のホームページ上（黄砂～環境省黄砂飛来情報（ライダー黄砂観測データ提供ページ）<http://soramame.taiki.go.jp/dss/kosa/>（別ウィンドウ））で運用しています。

図4-2-5 EANET地域の降水中pH（平成18～22年度の平均値）



注1 EANETの公表資料より作成。
 注2 測定方法については、EANETにおいて実技マニュアルとして定められている方法による。なお、精度保証・精度管理は実施している。
 注3 一部の地点の平均値算出期間は以下のとおり。
 グアンインチャオ : 2006～2007 クチン : 2008～2010
 ハイフ : 2008～2010 ヤンゴン : 2007～2010
 ウェイシュイユエン : 2006 クックプオン : 2009～2010
 マロス : 2008～2010 ダナン : 2009～2010
 東京 : 2007～2010
 資料 : EANET「東アジア酸性雨データ報告書2010」

第3節 地域の生活環境に係る問題への対策

(1) 自動車騒音常時監視体制

騒音規制法(昭和43年法律第98号)に基づき規定される全国の地方公共団体において、自動車騒音常時監視を実施しています。平成24年度からは地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)に基づき、都道府県及び一部の市(特別区)(合計179団体)から都道府県及び全ての市(特別区)(合計857団体)が実施することになりました。この状況は、インターネット上の「環境GIS全国自動車交通騒音マップ」(自動車騒音の常時監視結果(環境展望台: 国立環境研究所) http://tenbou.nies.go.jp/gis/monitor/?map_mode=monitoring_map&field=8 (別ウィンドウ)) において、地図とともに情報提供しています。

(2) 騒音・振動対策

ア 工場・事業場及び建設作業による騒音・振動対策

騒音規制法及び振動規制法(昭和51年法律第64号)では、騒音・振動を防止することにより生活環境を保全すべき地域(指定地域)内における法で定める工場・事業場(特定工場等)及び建設作業(特定建設作業)の騒音・振動を規制しています。建設作業の振動については、振動の苦情総数の6割以上を占めている現状を踏まえ、地方公共団体担当者のための建設作業振動対策の手引を作成しました。また、各業界団体にて機器の騒音問題を低減するような自主的な取組を促進するための普遍的なマニュアルを作成しました。

イ 自動車交通騒音・振動対策

自動車交通騒音・振動問題を抜本的に解決するため、自動車単体の構造の改善による騒音の低減等の発生源対策、道路構造対策、交通流対策、沿道環境対策等の諸施策を総合的に推進しました(表4-3-1)。

自動車単体から発生する騒音を低減するため、加速走行騒音・定常走行騒音・近接排気騒音の3種類について規制を実施しています。また、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)等に基づき不正改造車両の取締りを強化するなど、突出した騒音を発生させる不適切なマフラーの排除対策に取り組んでいます。

しかし、幹線道路の沿道地域を中心に環境基準の達成率は依然として低く、一層の騒音低減が必要であることから、中央環境審議会では、「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について」について継続的に審議が行われています。

平成24年4月、交通流において恒常的に発生する騒音への対策として、二輪自動車・原動機付自転車の加速走行騒音規制を見直し、国際基準であるECE R41-04における加速走行騒音試験法及び規制値を調和、また、定常走行時の寄与率が高いタイヤ騒音対策として、四輪車のタイヤ騒音規制を導入することについて、第二次答申がなされました。このうち二輪自動車・原動機付自転車の加速走行騒音規制については、平成25年1月に「自動車騒音の大きさの許容限度(昭和59年9月環境省告示第53号)」を改正し、国際基準調和を図りました。

平成25年2月からタイヤ騒音規制の適用時期等を検討するため、環境省・国土交通省合同で「タイヤ騒音規制検討会」を開催し、検討を開始しました。

自動車からの騒音や振動が環境省令で定める限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認められる場合に、市町村長が都道府県公安委員会に対して道路交通法(昭和35年法律第105号)の規定による措置を要請することができる要請限度制度に基づき、自動車騒音について、平成23年度に地方公共団体が苦情を受け測定を実施した70地点のうち、要請限度値を超過したのは5地点であり、同様に、道路交通振動については、測定を実施した86地点のうち、要請限度値を超過したのは3地点でした。

ウ 航空機騒音対策

平成19年「航空機騒音に係る環境基準について」(昭和48年12月環境庁告示第154号)の一部改正により、近年の騒音測定機器の技術的進歩及び国際的動向に即して新たな評価指標が採用され、平成25年4月1日に施行されることとなっており、平成24年11月に改正後の航空機騒音の測定・評価に関する標準的な方法を示した「航空機騒音測定・評価マニュアル」を発行するなど、施行に向けた準備を進めています。

耐空証明(旧騒音基準適合証明)制度による騒音基準に適合しない航空機の運航を禁止するとともに、緊急時等を除き、成田国際空港では夜間の航空機の発着を禁止し、大阪国際空港等では発着数の制限を行っています。

発生源対策を実施してもなお航空機騒音の影響が及ぶ地域については、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和42年法律第110号)等に基づき空港周辺対策を行っています。同法に基づく対策を実施する特定飛行場は、東京国際、大阪国際、福岡等14空港であり、これらの空港周辺において、学校、病院、住宅等の防音工事及び共同利用施設整備の助成、移転補償、緩衝緑地帯の整備等を行っています(表4-3-2)。また、大阪国際空港及び福岡空港については、周辺地域が市街化されているため、同法により計画的周辺整備が必要である周辺整備空港に指定されており、国及び関係地方公共団体の共同出資で

表4-3-1 道路交通騒音対策の状況

| 対策の分類 | 個別対策 | 概要及び実績等 |
|---------|---------------------|--|
| 発生源対策 | 自動車騒音単体対策 | 自動車構造の改善により自動車単体から発生する騒音の大きさそのものを減らす。 ・加速走行騒音規制の強化／昭和46年規制と比較して車種により、8～13デシベルの低減（平成10年～13年） ・近接排気騒音規制の強化／車種により段階的に強化（平成10年～平成13年） ・平成24年4月の審議会答申に基づき、二輪自動車の平成26年規制から市街地走行実態により即した加速走行騒音試験法に変更 |
| 交通流対策 | 交通規制等 | 信号機の高度化等を行うとともに、効果的な交通規制、交通指導取締りを実施すること等により、道路交通騒音の低減を図る。 ・大型貨物車等の通行禁止 環状7号線以内及び環状8号線の一部（土曜日22時から日曜日7時） ・大型貨物車等の中央寄り車線規制 環状7号線の一部区間（終日）、国道43号の一部区間（22時から6時） ・信号機の高度化 113,564基（平成23年度末現在における集中制御、感応制御、系統制御の合計） ・最高速度規制 国道43号の一部区間（40km/h）、国道23号の一部区間（40km/h） |
| | バイパス等の整備 | 環状道路、バイパス等の整備により、大型車の都市内通過の抑制及び交通流の分散を図る。 |
| | 物流拠点の整備等 | 物流施設等の適正配置による大型車の都市内通過の抑制及び共同輸配送等の物流の合理化により交通量の抑制を図る。 ・流通業務団地の整備状況／札幌1、花巻1、郡山2、宇都宮1、東京5、新潟1、富山1、名古屋1、岐阜1、大阪2、神戸3、米子1、岡山1、広島2、福岡1、鳥栖1、熊本1、鹿児島1（平成21年度末） （数字は都市計画決定されている流通業務団地計画地区数） ・一般トラックターミナルの整備状況／3,588バース（平成24年度末） |
| 道路構造対策 | 低騒音舗装の設置 | 上げきの多い舗装を敷設し、道路交通騒音の低減を図る。 ・環境改善効果／平均的に約3デシベル |
| | 遮音壁の設置 | 遮音効果が高い。 沿道との流入が制限される自動車専用道路等において有効な対策。 ・環境改善効果／約10デシベル（平面構造で高さ3mの遮音壁の背面、地上1.2mの高さでの効果（計算値）） |
| | 環境施設帯の設置 | 沿道と車道の間に10又は20mの緩衝空間を確保し道路交通騒音の低減を図る。 ・「道路環境保全のための道路用地の取得及び管理に関する基準」[昭和49年建設省都市局長・道路局長通達] 環境改善効果（幅員10m程度）／5～10デシベル |
| 沿道対策 | 沿道地区計画の策定 | 道路交通騒音により生ずる障害の防止と適正かつ合理的な土地利用の推進を図るため都市計画に沿道地区計画を定め、幹線道路の沿道にふさわしい市街地整備を図る。 ・幹線道路の沿道の整備に関する法律（沿道法 昭和51年法律第34号） 沿道整備道路指定要件／夜間騒音65デシベル超（ L_{Aeq} ）又は昼間騒音70デシベル超（ L_{Aeq} ） 日交通量10,000台超他 沿道整備道路指定状況／11路線132.9kmが都道府県知事により指定されている。 国道4号、国道23号、国道43号、国道254号、環状7、8号線等 沿道地区計画策定状況／50地区108.4kmで沿道地区計画が策定されている。 （実績は、平成24年4月現在） |
| 障害防止対策 | 住宅防音工事の助成の実施 | 道路交通騒音の著しい地区において、緊急措置としての住宅等の防音工事助成により障害の軽減を図る。また、各種支援措置を行う。 ・道路管理者による住宅防音工事助成 ・高速自動車国道等の周辺の住宅防音工事助成 ・市町村の土地買入れに対する国の無利子貸付 ・道路管理者による緩衝建築物の一部費用負担 |
| 推進体制の整備 | 道路交通公害対策推進のための体制づくり | 道路交通騒音問題の解決のために、関係機関との密接な連携を図る。 ・環境省／関係省庁との連携を密にした道路公害対策の推進 ・地方公共団体／国の地方部局（一部）、地方公共団体の環境部局、道路部局、都市部局、都道府県警察等を構成員とする協議会等による対策の推進（全都道府県が設置） |

資料：警察庁、国土交通省、環境省

表4-3-2 空港周辺対策事業一覧表（平成22年度～24年度）

（国費予算額、単位：百万円）

| 区分 | 22年度 | 23年度 | 24年度 |
|-------------------|-------|-------|-------|
| 教育施設等防音工事 | 405 | 461 | 101 |
| 住宅防音工事 | 1,123 | 1,008 | 552 |
| 移転補償等 | 3,807 | 2,930 | 2,367 |
| 緩衝緑地帯整備 | 405 | 362 | 69 |
| 空港周辺整備機構（補助金、交付金） | 67 | 0 | 0 |
| 周辺環境基盤施設 | 49 | 51 | 0 |
| 計 | 5,856 | 4,812 | 3,089 |

資料：国土交通省

表4-3-3 防衛施設周辺騒音対策関係事業一覧表（平成22年度～24年度）

（国費予算額、単位：億円）

| 事項 | 区分 | 22年度 | 23年度 | 24年度 |
|-----------------------------|-----------------|-------|-------|-------|
| 騒音防止事業 （学校・病院等の防音） | （学校・病院等の防音） | 135.4 | 109.3 | 89.9 |
| | （住宅防音） | 372.0 | 407.0 | 533.6 |
| | （防音関連維持費） | 17.4 | 16.3 | 16.3 |
| 民生安定助成事業 （学習等共用施設等の防音助成） | （学習等共用施設等の防音助成） | 10.7 | 10.6 | 5.8 |
| | （放送受信障害） | 27.7 | 28.1 | 27.1 |
| | （空調機器稼働費） | 0.1 | 0.1 | 0.1 |
| 移転措置事業 | | 108.2 | 82.5 | 66.6 |
| 緑地整備事業 | | 10.2 | 9.3 | 9.8 |
| 計 | | 681.6 | 663.2 | 749.3 |

注1：表中の数値には、航空機騒音対策以外の騒音対策分も含む。
 注2：百万円単位を四捨五入してあるので、合計とは端数において一致しない場合がある。

資料：防衛省

設立された独立行政法人空港周辺整備機構が関係府県知事の策定した空港周辺整備計画に基づき、上記施策に加えて、再開発整備事業等を実施しています。(関西国際空港・大阪国際空港の経営統合に伴い、経営統合後の大阪国際空港周辺の事業は新関西国際空港株式会社が実施。)

自衛隊等の使用する飛行場等に係る周辺対策としては、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和49年法律第101号)等に基づき、学校、病院、住宅等の防音工事の助成、移転補償、緑地帯等の整備、テレビ受信料の助成等の各種施策を行っています(表4-3-3)。

工 鉄道騒音・振動対策

東海道、山陽、東北及び上越新幹線については、環境基準達成に向けた対策として、新幹線鉄道沿線の住宅密集地域等であって75デシベルを超える地域における騒音レベルを75デシベル以下とするため、いわゆる75デシベル対策を推進しています。鉄道事業者が地上設備対策や環境性能に優れた新型車両の投入などの対策を実施した結果、沿線の環境は改善の傾向にあります。しかし、これまでの対策区間以外の区間において、75デシベルを超える地域が残されていることから、引き続き75デシベル対策を計画的に推進しています。また、新幹線鉄道騒音の実態をより適切かつ正確に把握するため、平成22年5月に測定・評価に関する標準的な方法を示した「新幹線鉄道騒音測定・評価マニュアル」を発行しました。

在来鉄道騒音については、平成22年度に発行した「在来鉄道騒音測定マニュアル」を用いて統一した測定方法での騒音測定を実施し、現状の把握に努めています。

オ 近隣騒音対策(良好な音環境の保全)

近年、営業騒音、拡声機騒音、生活騒音等のいわゆる近隣騒音は、騒音に係る苦情全体の約20%を占めています。近隣騒音対策は、各人のマナーやモラルに期待するところが大きいことから、「近隣騒音防止ポスターデザイン」を一般公募して普及啓発活動を行っています。また、各地方公共団体においても取組が進められており、平成23年度末現在、深夜営業騒音は40の都道府県及び104の指定都市、中核市、特例市及び特別区で、拡声機騒音は41の都道府県及び116の指定都市、中核市、特例市及び特別区で条例により規制されています。

カ その他の対策

低周波音問題への対応に資するため、地方公共団体職員を対象として、低周波音問題に対応するための知識・技術の習得を目的とした低周波音測定評価方法講習を行いました。また、風力発電施設については、近年設置数が増加していること、騒音・低周波音による苦情が発生していることなどから、その実態の把握と知見の充実が求められており、風力発電施設等の低周波音の人への影響評価に関する研究を引き続き進めるとともに、騒音・低周波音を適切に調査、予測、評価する手法についても検討を行い、現時点までの検討結果を取りまとめました。

(3) 悪臭対策

ア 悪臭防止法による措置

悪臭防止法(昭和46年法律第91号)に基づき、工場・事業場から排出される悪臭の規制等を実施しています。同法では、地方公共団体は、従来の特定悪臭物質ごとの規制に代えて、複合臭等の都市型の悪臭問題にも対応できる、人間の嗅覚に基づいた臭気指数規制を選択することができることから、平成24年度も、地方公共団体に対する情報提供等により、臭気指数規制の一層の導入促進に向けた取組を行いました。また、臭気指数等の測定を行う臭気測定業務従事者についての国家資格を認定する臭気判定士試験を実施しました。

イ 簡易嗅覚測定法の開発

規制対象となる工場・事業場からの悪臭苦情に対し、地方公共団体による測定は十分に実施されていない現状にあります。そのため、現場で簡便に測定できる新たな簡易嗅覚測定法を開発しました。

ウ 良好なかおり環境の保全・創出

まちづくりに「かおり」の要素を取り込むことで、良好なかおり環境を創出しようとする地域の取組を支援することを旨とし、「かおりの樹木・草花」を用いた「みどり香るまちづくり」企画コンテストを実施しました。

(4) ヒートアイランド対策

ヒートアイランド対策大綱に基づき、[1] 人工排熱の低減、[2] 地表面被覆の改善、[3] 都市形態の改善、[4] ライフスタイルの改善の4つを柱とするヒートアイランド対策の推進を図りました。

ヒートアイランド現象の実態や環境への影響に関する調査・観測や、熱中症の予防情報の提供を継続的に実施しました。また、WBGT（暑さ指数：湿球黒球温度）のモニタリングを強化しました。さらに、引き続きヒートアイランド現象に対する適応策についての調査・検討を実施するとともに、平成24年3月には、「地中熱利用にあたってのガイドライン」を公表し、地中熱を利用したヒートポンプの普及方策を検討しました。

(5) 光害（ひかりがい）対策等

光害については、光害対策ガイドライン（平成18年度改訂）、地域照明環境計画策定マニュアル及び光害防止制度に係るガイドブック等を活用して、良好な照明環境の実現を図る取組を支援しました。

星空観察を通じて環境の意識啓発を行う全国星空継続観察（スターウォッチング・ネットワーク）事業については、有識者等の呼びかけにより継続実施されました。また、良好な大気環境・光環境の保全等を目的とした「星空の街・あおぞらの街」全国協議会が開催する全国大会（和歌山県日高川町）を開催しました。

第4節 水環境の保全対策

1 環境基準の設定等

水質汚濁に係る環境基準のうち、健康項目については、現在、カドミウム、鉛等の重金属類、トリクロロエチレン等の有機塩素系化合物、シマジン等の農薬など、公共用水域において27項目、地下水において28項目が設定されています。さらに、要監視項目（公共用水域：26項目、地下水：24項目）等、環境基準項目以外の項目の水質測定や知見の集積を行いました。

生活環境項目については、BOD、COD、溶存酸素量（DO）、全窒素、全りん、全亜鉛等の基準が定められており、利水目的から水域ごとに環境基準の類型指定を行っています。また、下層DO等の環境基準設定に向けた調査・検討を実施しました。

生活環境項目のうち、水生生物の保全に係る水質環境基準については、平成24年度には国が類型指定する水域のうち、平成24年11月に東京湾の一部及び伊勢湾の類型指定を告示するとともに、大阪湾について類型指定に係る検討を行いました。また、水生生物の保全に係る水質環境基準項目として、平成24年8月にノニルフェノール、平成25年3月に直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)を項目追加しました。

2 水環境の効率的・効果的な監視等の推進

水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号。以下「水濁法」という。)に基づき、国及び地方公共団体は水質環境基準項目について、公共用水域及び地下水の水質の常時監視を行っています。また、クロロホルムをはじめとする要監視項目についても、都道府県等の地域の実情に応じ、公共用水域等において水質測定が行われています。

また、水質環境基準項目及び排水基準項目等の分析法として引用している日本工業規格K0102(工場排水試験法)が平成25年度に改正されることを踏まえ、改正内容についての水質環境基準項目等への適用の可否等について検討を行いました。

3 公共用水域における水環境の保全対策

(1) 排水規制の実施

ア 排水規制の実施

公共用水域の水質保全を図るため、水濁法により特定事業場から公共用水域に排出される水については、全国一律の排水基準が設定されていますが、環境基準の達成のため、都道府県条例においてより厳しい上乗せ基準の設定が可能であり、すべての都道府県において上乗せ排水基準が設定されています。

平成21年度に水質環境基準項目へ追加された1,4-ジオキサンについて、平成24年3月に排水規制等について答申がなされ、平成24年5月に排水基準を設定しました。

また、平成13年に排水基準が設定された、ふっ素、ほう素、硝酸性窒素等について、一律排水基準を直ちに達成させることが困難であるとの理由により、これまで暫定排水基準が適用されていた業種の排水基準値について、見直し検討を行いました。

イ 利根川水系における取水障害への対応

平成24年5月に、利根川水系の浄水場で水道水質基準を上回るホルムアルデヒドが検出され、1都4県の浄水場において取水停止が生じるとともに、同月19日から20日にかけて千葉県内5市の36万戸において断水又は減水が発生するといった取水障害が発生しました。この原因究明のため、「利根川水系における取水障害に係る水質事故原因究明連絡会議」を設置して調査を行い、さらに、また、今後の措置を検討するため、「利根川水系における取水障害に係る検討会」を設置し、8月に中間とりまとめを行いました。この中間とりまとめを受け、原因物質と推定されたヘキサメチレンテトラミン(以下「HMT」という)について水質汚濁防止法に規定する指定物質に追加するとともに、HMTを含む工場・事業場からの排水の適正な管理が図られるよう、各都道府県及び政令市に通知を発出しました。

(2) 湖沼

湖沼については、富栄養化対策として、水濁法に基づき、窒素及びりんに係る排水規制を実施しており、窒素規制対象湖沼は320、りん規制対象湖沼は1,393です。また、環境省においては、湖沼の窒素及びりんに係る環境基準について、琵琶湖等合計117水域について類型指定を行っています。

また、水濁法の規制のみでは水質保全が十分でない湖沼については、湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)によって、環境基準の確保の緊要な湖沼を指定して、湖沼水質保全計画を策定し(図4-4-1、図4-4-2)、下水道整備、河川浄化等の水質の保全に資する事業、各種汚濁源に対する規制等の措置等を推進しています。また、湖沼の汚濁機構解明、窒素・りん比率変動の影響、ヨシ等の水質への自然浄化機能についての調査を実施しました。

(3) 閉鎖性海域

ア 富栄養化対策

閉鎖性が高く富栄養化のおそれのある海域として、全国で88の閉鎖性海域を対象に、水濁法に基づき、窒素及びりんに係る排水規制を実施しています。平成24年度は平成25年9月末に適用期限を迎える海域の窒素含有量及びりん含有量に係る暫定排水基準の見直しに向けた検討を実施しました。

また、平成17年の下水道法(昭和33年法律第79号)一部改正を受け、閉鎖性水域に係る流域別下水道整備総合計画に下水道終末処理場からの放流水に含まれる窒素・りん削減目標量及び削減方法を定める見直しを進めるとともに、これらに基づく下水道の整備を推進しました。

イ 水質総量削減

広域的な閉鎖性海域のうち、人口、産業等が集中し排水の濃度規制のみでは環境基準を達成維持することが困難な海域である東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海を対象に、COD、窒素含有量及びりん含有量を対象項目として、当該海域に流入する総量の削減を図る水質総量削減を実施しています。具体的には、一定規模以上の工場・事業場から排出される汚濁負荷量について、都府県知事が定める総量規制基準の遵守指導による産業排水対策を行うとともに、地域の実情に応じ、下水道、浄化槽、農業集落排水施設、コミュニティ・プラントなどの整備等による生活排水対策、合流式下水道の改善その他の対策を引き続き推進しました。

その結果、これらの閉鎖性海域の水質は改善傾向にあります。ただし、COD、全窒素・全りん的环境基準達成率は十分な状況になく(ただし、大阪湾を除く瀬戸内海における全窒素・全りん的环境基準はおおむね達成。)(図4-4-3)、富栄養化に伴う問題が依然として発生しています。

そこで、第7次水質総量削減では、閉鎖性海域における水環境の一層の改善を推進するために、平成23年6月に策定した「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針」に基づき、平成24年2月に関係20都府県において総量削減計画が策定され、同年5月1日より、新增設事業場に対して新たな総量規制基準の適用が開始されました。

ウ 瀬戸内海の水環境保全

瀬戸内海においては、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)及び瀬戸内海環境保全基本計画等により、総合的な施策を進めています。瀬戸内海沿岸の関係11府県は、自然海浜を保全するため、自然海浜保全地区条例等を制定しており、平成23年12月末までに91地区の自然海浜保全地区を指定しています。また、同法に基づき、瀬戸内海における埋立て等については、海域環境、自然環境及び水産資源保全上の見地等から特別な配慮を求めています。同法施行以降平成23年11月1日までの間に埋立ての免許又は承認がな

図4-4-1 湖沼水質保全特別措置法に基づく11指定湖沼位置図

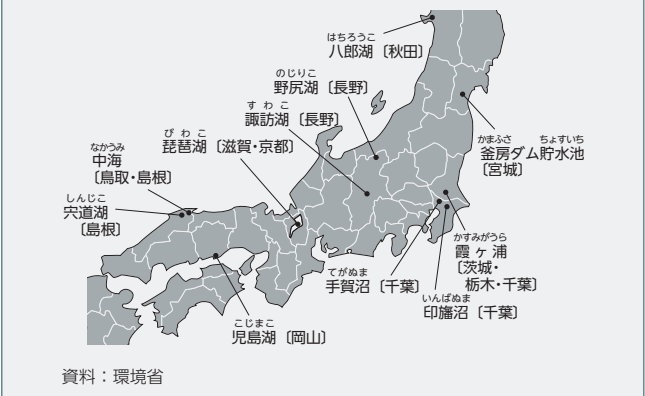


図4-4-2 湖沼水質保全計画策定状況一覧(平成24年度現在)

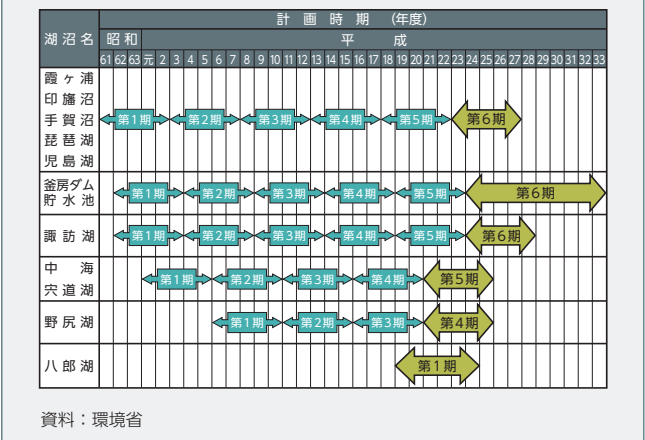
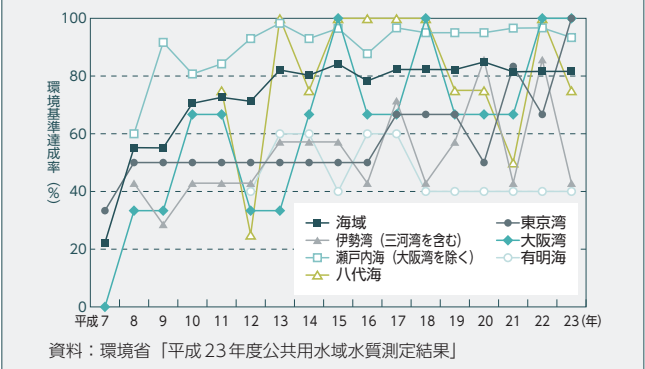


図4-4-3 三海域の環境基準達成率の推移(全窒素・全りん)



された公有水面は、4,901件、13,107.0ha（うち平成21年11月2日以降の1年間に19件、33.4ha、平成22年11月2日以降の1年間に15件、18.4ha）になります。

平成23年7月には、瀬戸内海における生物多様性と生物生産性の向上等の新たな課題等に対応するため、「瀬戸内海における今後の目指すべき将来像と環境保全・再生の在り方について」を中央環境審議会に諮問し、平成24年10月には、同審議会により瀬戸内海環境基本計画の点検・見直し等を含んだ答申が行われました。

エ 有明海及び八代海の環境の保全及び改善

有明海及び八代海等においては、有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成14年法律第120号）に基づき設置された有明海・八代海等総合調査評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、国及び関係県が実施した総合的な調査の結果を基に有明海及び八代海等の再生に係る評価を進めました。

また、評価委員会が平成18年12月に取りまとめた提言を踏まえ、有明海において、貧酸素水塊発生や底質環境、魚類等の生態系回復に関する調査等を実施しました。

オ 里海の創生の推進

多様な魚介類等が生息し、人々がその恩恵を将来にわたり享受できる自然の恵み豊かな豊穡の里海の創生を支援するため、平成22年度に作成した里海づくりの手引書や全国の実践事例等の情報について、ウェブページ「里海ネット」で提供を行っています。（<http://www.env.go.jp/water/heisa/satoumi/index.html>（別ウィンドウ））

また、これら蓄積された里海づくりの手法やノウハウを、海岸や海底地形の変化、アマモ場等生物生息環境の消失など東日本大震災の影響を受けた閉鎖性海域の復興に活用するため、地域の状況に応じた里海づくりの手法の選定方法、具体的な進め方等を盛り込む「里海復興プラン」の検討を行いました。

カ 海域の栄養塩管理

生物多様性に富み、豊かで健全な海域の構築に向け、海域の状況に応じた陸域・海域が一体となった栄養塩類の円滑な循環を達成するための効率的かつ効果的な管理方策を明らかにするため、3か所のモデル地域において、栄養塩循環状況と円滑な栄養塩循環が滞る要因解明のための調査や実証試験を行いました。うち2か所では「播磨灘北東部地域ヘルシープラン（海域の物質循環健全化計画）」、「三河湾ヘルシープラン」を策定しました。

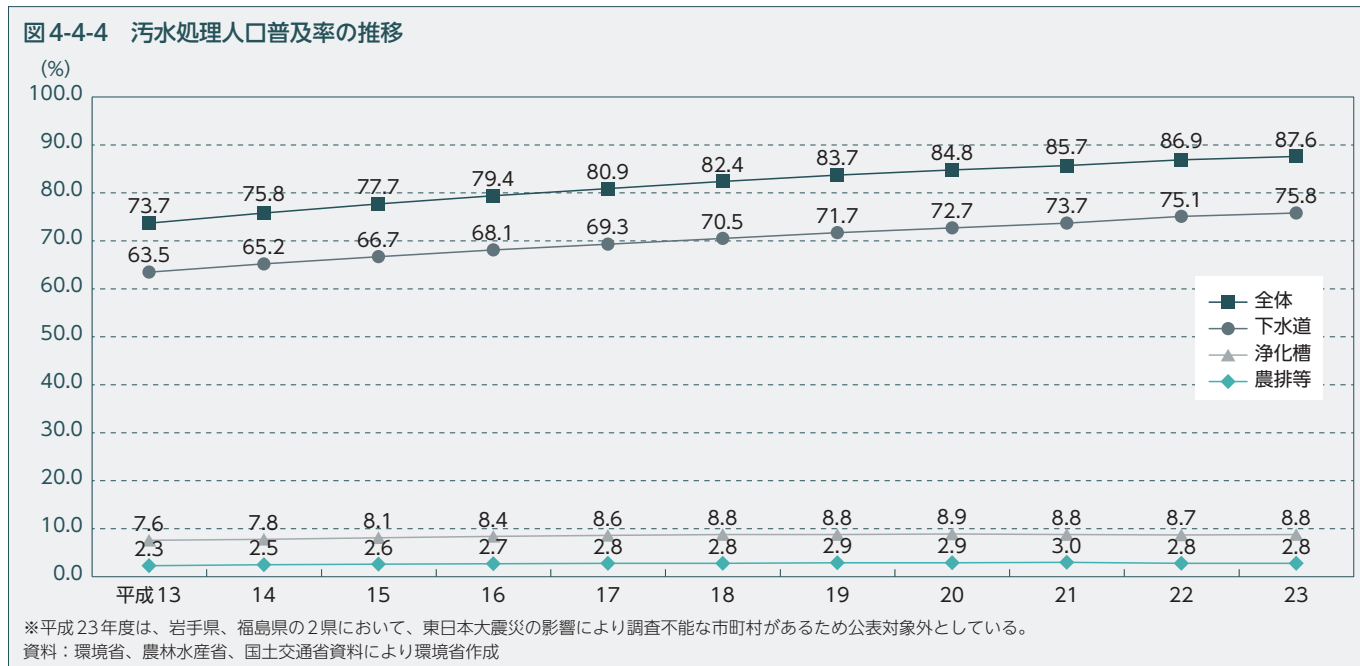
(4) 污水处理施設の整備

生活排水対策については処理施設の整備がまだまだ十分でないため（図4-4-4）、地域の実状に応じ、浄化槽、下水道、農業等集落排水施設、コミュニティ・プラント（地域し尿処理施設）など各種污水处理施設の整備を推進しました。その際、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、都道府県ごとの污水处理施設の整備等に関する「都道府県構想」の見直しを推進し、污水处理施設の整備の効率化を図りました。

浄化槽の整備促進のため、省エネ型の浄化槽の設置や単独処理浄化槽の転換などを促進する市町村の浄化槽整備事業に対する助成事業（低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業）に対しては、国の助成率を2分の1に引き上げていますが、平成24年度においては個人が設置した浄化槽まで対象を広げるなど、浄化槽整備事業に対する支援の一層の充実を図りました。また、個人の設置に対する補助を行う市町村や、市町村自らの整備に対する国庫補助制度により、平成24年度においては、全国約1,700の市町村のうち約1,300の市町村で整備が図られました。

下水道整備については、「社会資本整備重点計画」に基づき、人口が集中している地区等の整備効果の高い区域において重点的下水道整備を行うとともに、閉鎖性水域における水質保全のための高度処理を積極的に導入しました。

合流式下水道については、平成16年から原則10年以内での改善が義務化されたことを受け、「合流式下水道緊急改善事業」等を活用し、緊急的・総合的に合流式下水道の改善を推進しました。さらに、流域全体で効



率的に高度処理を実施することができる高度処理共同負担事業を推進し、各地の検討を支援しました。

また、下水道の未普及対策や改築対策として、「下水道クイックプロジェクト」を実施し、従来の技術基準にとらわれず地域の実状に応じた低コスト、早期かつ機動的な整備及び改築が可能な新たな手法の積極的導入を推進しており、施工が完了した地域では大幅なコスト縮減や工期短縮などの効果を実現しました。

農業振興地域においては、農業集落におけるし尿、生活雑排水等を処理する農業集落排水施設の整備を121地区で実施するとともに、高度処理技術の一層の開発・普及を推進し、遠方監視システムの活用による高度処理の普及促進を支援しました。

また、緊急に被害防止対策を必要とする地区については、用排水路の分離、水源転換等を行う水質障害対策に関する事業を実施しました。さらに、漁業集落から排出される汚水等を処理し、漁港及び周辺水域の浄化を図るため、漁業集落排水施設整備を推進しました。

水濁法では生活排水対策の計画的推進等が規定されており、同法に基づき都道府県知事が重点地域の指定を行っています。平成25年3月末現在、42都府県、211地域、336市町村が指定されており、生活排水対策推進計画による生活排水対策が推進されました。

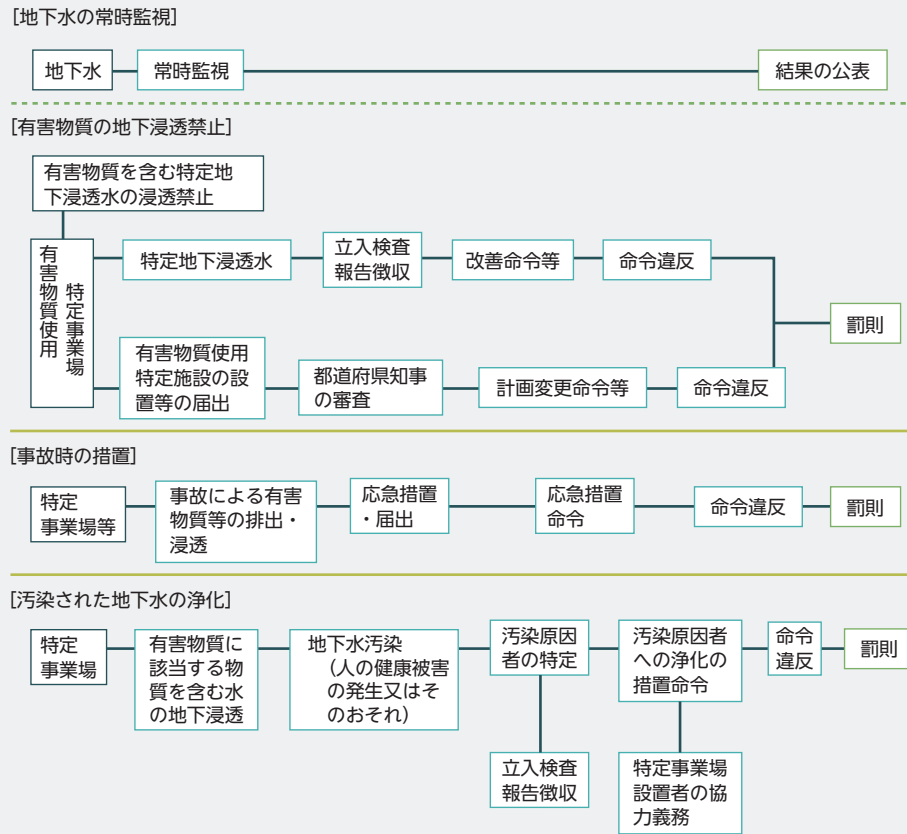
4 地下水汚染対策

水濁法に基づいて、地下水の水質の常時監視、有害物質の地下浸透禁止、事故時の措置、汚染された地下水の浄化等の措置が取られています(図4-4-5)。しかしながら、近年においても、工場・事業場が原因と推定される有害物質による地下水汚染事例が毎年継続的に確認されています。このような状況を踏まえ、地下水汚染の未然防止を図るための制度を創設する「水質汚濁防止法の一部を改正する法律」が平成23年6月14日に成立、6月22日に公布、平成24年6月に施行されました。改正後の水濁法においては、届出義務の対象となる施設の拡大、施設の構造等に関する基準の遵守義務、定期点検の義務等に関する規定が新たに設けられました(図4-4-6)。このため、環境省では、制度の円滑な施行のため、構造等に関する基準及び定期点検について運用のためのマニュアルを策定するとともに、対象施設からの有害物質を含む水の地下浸透の有無を確認できる確実かつ安価な検知技術の調査・技術実証、普及方策等に関する検討を行いました。

また、地下水の水質調査により井戸水の汚染が発見された場合、井戸所有者に対して飲用指導を行うとともに、周辺の汚染状況調査を実施し、汚染源が特定されたときは、指導等により、適切な地下水浄化対策等が行われています。

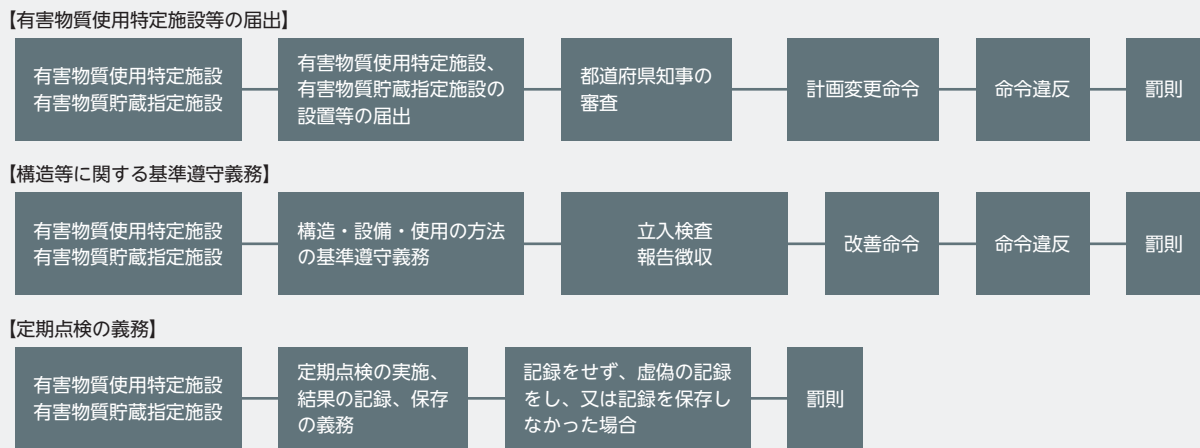
さらに、環境基準超過率が最も高い硝酸性窒素による地下水汚染対策については、汚染が見られる地域において効果的な汚染防止対策を促進するための方策を検討しました。

図4-4-5 水質汚濁防止法の地下水の規制等の概要



資料：環境省

図4-4-6 水質汚濁防止法の地下水の新たな措置の概要



資料：環境省

5 環境保全上健全な水循環の確保

(1) 水環境に親しむ基盤づくり

関係機関の協力の下、一般市民の参加を得て全国水生生物調査(水生生物による水質調査)を実施しました。平成23年度は、55,772人の参加を得るとともに、調査のさらなる充実に向けて水質評価の手法等について検討を行いました。

また、平成24年6月3日を中心に、全国のおよそ5,600地点で約900の市民団体と協働して、身近な水環境の全国一斉調査を実施し、その結果を分かりやすく表示したマップを作成しました。

さらに、子供達のホタルなどの水辺の生きものに関連した水環境保全活動（「こどもホタルンジャー」）を募集し、平成24年度は、山口県の山口市立宮野小学校ホタル委員会等の活動に対して環境大臣表彰を行いました。

平成24年8月には、「名水百選」の一つである尾瀬の郷片品湧水群がある群馬県片品村において「名水サミットin尾瀬かたしな」を開催し、水環境の保全の推進と水質保全意識の高揚を図りました。

(2) 環境保全上健全な水循環の確保

流域別下水道整備総合計画等の水質保全に資する計画の策定の推進に加え、下水道法施行令等の規定や、下水処理水の再利用の際の水質基準等マニュアルに基づき、適切な下水処理水等の有効利用を進めるとともに、雨水の貯留浸透や再利用を推進しました。

第5節 土壌環境の保全対策

1 市街地等の土壌汚染対策

土壌汚染対策法に基づき、有害物質使用特定施設が廃止された土地等の調査が実施されました。同法施行以降の調査件数は、平成24年3月末までに、1,931件であり、調査の結果、指定基準を超過して指定区域に指定された件数は1,152件（うち494件はすでに汚染の除去等の措置が講じられ指定の全部の区域が解除）となっています（図4-5-1）。

平成23年7月には、自然由来の土壌汚染への対応を中心とした同法の運用上の課題への対応及び施行の円滑化の観点から、土壌汚染対策法施行規則等の一部を改正しました。平成24年8月に規則等の改正内容を網羅した、調査や対策を実施する事業者向けのガイドライン（改訂2版）を作成し、公表しました。また、土壌汚染対策法に基づき、土壌汚染の調査を実施する機関に設置が義務付けられている技術管理者の資格取得のための土壌汚染調査技術管理者試験を平成24年12月に実施しました。

また、低コスト・低負荷型の調査・対策技術の普及を促進するための調査等を行いました。

（ダイオキシン類による土壌汚染対策については、第5章参照。）

2 農用地土壌汚染対策

基準値以上検出等地域7,575haのうち平成24年3月末現在までに6,577ha（72地域）が農用地土壌汚染対策地域として指定され、そのうち6,492ha（72地域）において農用地土壌汚染対策計画が策定され、6,781ha（進捗率89.5%）で対策事業等が完了しました。なお、農用地土壌汚染対策地域においては、対策事業等が完了するまでの暫定対策として、カドミウム含有量が食品衛生法の規格基準を上回る米の生産を防止するための措置が講じられています。また、農用地土壌から農作物へのカドミウム吸収抑制技術等の開発、実証及び普及を実施しました。

図4-5-1 土壌汚染対策法の施行状況

土壌汚染対策法第3条の施行状況について

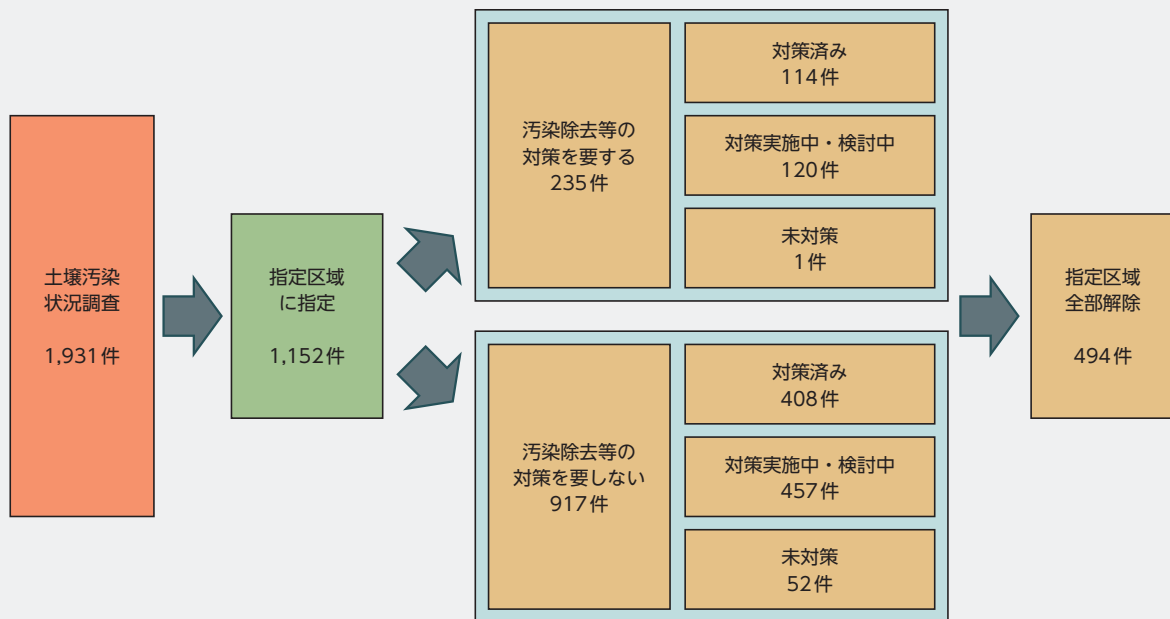
土壌汚染対策法第3条では、有害物質使用特定施設の廃止時に調査義務が生じるが、その状況は下の通り。この調査義務については、法第3条第1項ただし書により都道府県知事が認めれば調査猶予される。(例えば、事業場として引き続き使用する場合。)

・平成15年2月15日から平成24年3月31日まで

| | | | |
|--|------------------|--|-------------------------------------|
| 有害物質使用特定施設の 使用廃止件数① 【7,818件】 | 法第3条調査の実施 | 法第3条調査の猶予 | |
| | 法第3条調査結果 報告件数 | 法第3条第1項ただし 書適用の確認済④ 【6,244件】 | 法第3条第1項ただし 書適用の確認中⑤ 【28件】 |
| | 【1,931件】 | 【6,272件】 | |

※ 件数は平成24年3月31日現在の数値。

指定区域の状況



〔法が施行された平成15年2月15日から平成24年3月31日まで〕

資料：環境省

第6節 地盤環境の保全対策

地盤沈下の防止のため、工業用水法（昭和31年法律第146号）及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和37年法律第100号）に基づく地下水採取規制の適切な運用を図るとともに、工業用水法に基づく規制地域等における工業用水道整備事業等による代替水源の確保及び供給について、国庫補助を行いました。

すでに著しく地盤が沈下している地域については、この結果生じた被害を復旧するとともに、洪水、高潮等による災害に対処するため、河川改修、内水排除施設整備、海岸保全施設整備、土地改良等の事業を実施しました。また、雨水浸透ますの設置等、地下水かん養の促進等による健全な水循環を確保するための事業に対して補助を実施しました。濃尾平野、筑後・佐賀平野及び関東平野北部の3地域については、地盤沈下防

止の施策の円滑な実施を図るため、協議会において情報交換を行いました。

環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組として、適正な地下水の保全と利用のための管理方策の検討とそのための基礎情報の整備を行いました。さらに、地盤沈下の防止に向けた意識の啓発を図ることを目的として、全国の地盤沈下地域の概況、地下水位の状況や地下水採取規制に関する条例等の各種情報を整理した「全国地盤環境情報ディレクトリ」(http://www.env.go.jp/water/chikasui_jiban.html (別ウィンドウ))を公表しています。

第7節 海洋環境の保全

1 海洋汚染の防止等

ロンドン条約1996年議定書の締結に向けた平成16年の海洋汚染防止法の改正による海洋投入処分の許可制度等の導入を受け、海洋投入処分を行うことができる廃棄物を規定している廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令を平成18年10月に改正、平成19年4月から施行し、許可制度の適切な運用を図っています。

また、廃棄物の海底下廃棄を原則禁止し、二酸化炭素の海底下廃棄に係る許可制度を創設するため、海洋汚染防止法の改正等を行い、平成19年11月から施行しており、平成20年4月から平成23年3月まで二酸化炭素の海底下への貯留(CCS)に係る許可制度の適切な運用を図ることを目的に、海洋に関する環境影響評価やモニタリング等の海洋環境の保全上適正な管理手法の高度化に関する開発を行い、許可申請書を審査するためのマニュアルを作成しました。また、平成23年度に引き続き、平成24年度もCCS事業の普及と適正な実施のために、海洋生態系及び海水の炭酸系指標に係る化学的性状を、日本近海の生態区分と海底下貯留の実施可能性が高い海域などの条件から選定した海域で調査しました。

なお、平成21年10月に、ロンドン条約1996年議定書締約国会合において、CCSを目的とする二酸化炭素の越境移動に関するロンドン条約1996年議定書改正案が採択され、議定書が改正されています。

さらに、船舶のバラスト水中に混入する水生生物の越境移動を防止するため、平成16年2月にIMOにおいて採択されたバラスト水管理条約について、早期の発効に向けた取組(例：港湾における外来種や生息環境等の調査)を進めています。

中国、韓国、ロシアと我が国の4か国による日本海及び黄海の環境保全のための北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)に基づき、対象海域の状況を把握するために人工衛星を利用したリモートセンシング技術による海洋環境モニタリング手法の開発等を進めています。また、ウェブページからの解析データ提供を目的とした環日本海海洋環境ウォッチシステムを構築し、水温、植物プランクトン濃度等の観測データを取りまとめました。このデータの活用のための教材の開発や解析トレーニング研修を実施しており、赤潮や青潮など海洋環境に影響を与える現象の原因究明に係る研究に利用されました。

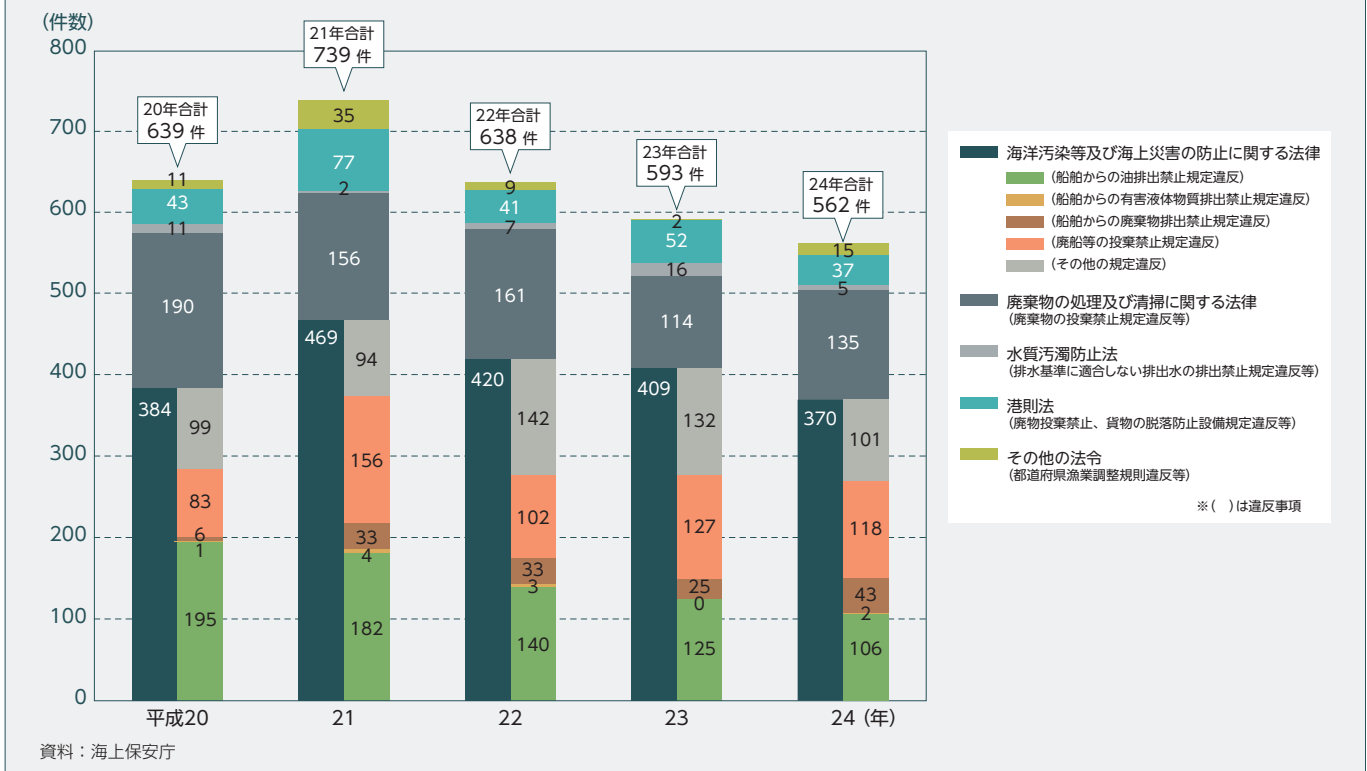
さらに、生物多様性を指標とした新しい海洋環境影響評価手法の開発にも取り組みました。

未査定液体物質の査定については、船舶によって輸送される有害液体物質等に関し、MARPOL条約附属書IIが改正され、平成19年1月1日から汚染分類が変更となりました。新基準に基づき、環境大臣が海洋環境保全の見地から有害性の確認がなされていない液体物質(未査定液体物質)の査定を行っています。

2 排出油等防除体制の整備

1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約及び2000年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書に基づき、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」を策定し、環境保全の観点から油等汚染事件に的確に対応するため、緊急措置の手引書の備え付けの義務付け並びに沿岸海域環境保全情報の整備、脆弱沿岸海域図の公表、関係地方公共団体等に対する傷病鳥獣の救護及び事件発生時対応のあり方に対する研修・訓練を実施しました。

図4-7-1 海上環境関係法令違反送致件数の推移



3 海洋環境保全のための監視・調査

日本周辺海域の海洋環境の現状を把握するとともに、国連海洋法条約の趣旨を踏まえ、領海・排他的経済水域における生態系の保全を含めた海洋環境の状況の評価・監視のため、水質、底質、水生生物を総合的・系統的に把握するための海洋環境モニタリングを行いました。

また、東京湾・伊勢湾・大阪湾における海域環境の観測システムを強化するため、各湾でモニタリングポスト(自動連続観測装置)により、水質の連続観測を行いました。

4 監視取締りの現状

海上環境事犯の一掃を図るため、沿岸調査や情報収集の強化、巡視船艇・航空機の効果的な運用等により、日本周辺海域及び沿岸の監視取締りを行っています。また、潜在化している廃棄物・廃船の不法投棄事犯や船舶からの油不法排出事犯に重点をおき、悪質な海上環境事犯の徹底的な取締りを実施しました。最近5か年の海上環境関係法令違反送致件数は図4-7-1のとおりで、平成24年は562件を送致しています。

5 漂流・漂着ごみ対策

時に国境を越えて広範囲に影響が及ぶ可能性がある漂流・漂着ごみの問題に対し、次のような対策を行いました。

漂流・漂着ごみの被害が著しいモデル地域を対象に詳細な調査を実施し、漂流・漂着ごみの実態を把握するとともに、地域の実情に応じた効率的かつ効果的な回収・処理方法や今後の対策のあり方の検討を行いました。

また、漂着ごみのモニタリングを実施し、既存の調査結果と合わせて分析し、漂着ごみの全国的な現存量・分布、漂着ごみの年間又は季節あたりの漂着物量(漂着速度)等の試算を行いました。

さらに、災害はもとより災害に起因しない漂着ごみを市町村が処理した場合に「災害等廃棄物処理事業費補助金」により支援を行うとともに、広範囲にわたり堆積した海岸漂着ごみや流木等を処理するため、「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」による支援も行っています。

また、平成21年7月に成立した美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(平成21年法律第82号)に基づき海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進しています。平成22年3月には、同法に基づく基本方針が閣議決定されています。そして、都道府県が設置する地域グリーンニューディール基金への補助により、都道府県又は市町村が海岸管理者等として実施する海岸漂着物等の回収・処理に関する事業や、都道府県や市町村による海岸漂着物等の発生抑制対策に関する事業等に対する支援を行いました。

漂流ごみについては、船舶航行の安全を確保し、海域環境の保全を図るため、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海及び有明海・八代海の閉鎖性海域において、海域に漂流する流木等のごみの回収や船舶等から流出した油の防除等を行いました。

国際的な対応としては、ロシア・ウラジオストクにおいて、NOWPAPの枠組みの下で、各国間の情報交換や、一般市民への普及啓発を目的としたクリーンアップキャンペーン・ワークショップを実施し、海洋ごみの回収・収集が行われるとともに、関係者による情報交換が行われました。医療系廃棄物や廃ポリタンク等の大量漂着については、二国間又は多国間の会議において、関係各国に対し原因究明や適正な廃棄物管理の申し入れを行いました。

コラム

海岸漂着ゴミによる被害（三重県鳥羽市）

東海地方の河川から伊勢湾に流れ込むゴミは、年間1万tを超えますが、その四分の一以上が三重県鳥羽市答志島桃取町の奈佐の浜に漂着します。

奈佐の浜で盛んに行われている黒ノリ、ワカメ、牡蠣の養殖などが、この漂着ゴミによる被害を受けています。東海三県の環境団体などをつくる「22世紀奈佐の浜プロジェクト委員会」では、漂着ゴミゼロを目指した取組をしています。

同委員会が開催したシンポジウムでは、奈佐の浜の漂着ゴミを5年後に三分の一減、10年後に半減、100年後にはゼロとし、豊かな海を取り戻そうという目標を採択しました。

同委員会では、2012年（平成24年）6月に第一回の海岸清掃を実施して、NPOなどの環境団体や、地元の漁業関係者も含め約300名が海岸清掃に参加し、流木やペットボトルなど約2.4tの漂着ゴミを拾い集めました。

同委員会以外でも、名古屋市高年大学鯨城学園の生徒、鳥羽まちなみ水族館、大阪商業大学学生、三重県産業廃棄物対策推進協議会及び鳥羽高校などの団体も海岸清掃のボランティア活動をしており、豊かな伊勢湾を取り戻すため、地域の内外が一丸となった取組をしています。

奈佐の浜



写真：三重県鳥羽市

第8節 東日本大震災に係る環境モニタリングの取組

1 有害物質等のモニタリング

大気環境については、アスベストについて、被災地における大気濃度調査を、平成24年度中に延べ719地点で実施しました。

また、被災地の沿岸域周辺において、環境基準等は設定されていないものの、環境残留性・有害性の高い物質等を対象として、水質、底質、生物及び大気について平成24年度も引続き調査を実施しました。海洋においては、音波を利用した海底ごみ調査を実施するとともに、流出した廃棄物の総量推計や、震災起因洋上漂流物の漂流経路、漂着時期、漂着場所等についての今後の予測を実施しました。

土壌環境については、津波等により甚大な被害を受けた青森県から千葉県の公有地において、土壌汚染対策法に定める特定有害物質やダイオキシン類の調査を実施し、その結果を踏まえ、地下水や土地の利用状況を調査するなど、必要な措置を実施しました。

2 東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質に係るモニタリング

東京電力福島第一原子力発電所の事故により環境中に大量の放射性物質が放出され、国民の健康への影響等が懸念されることから、子供をはじめとした国民の健康管理や除染活動等今後の対策の検討に資するとともに、一体的でわかりやすい情報提供を行うため、関係省庁、福島県及び東京電力で構成されるモニタリング調整会議において、平成23年8月に「総合モニタリング計画」を決定し、24年3月と4月に改定を行いました。同計画では、放射性物質に係るモニタリングについて役割分担を明確にしており、関係省庁、福島県及び東京電力は、同計画に沿った放射線モニタリングを実施しています。また、放射線モニタリング情報のポータルサイトにおいて、モニタリングの結果を一元的に情報提供しています。(http://radioactivity.nsr.go.jp/ja/index.html (別ウィンドウ))

第9節 放射性物質による汚染の除去等の取組

東日本大震災に伴う原子力発電所の事故によって放出された放射性物質による環境の汚染が生じており、これによる人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することが喫緊の課題となっていることを踏まえ、平成23年8月に、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年法律第110号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。)が公布され、平成24年1月1日に全面施行されました。平成23年11月には同法に基づく基本方針が閣議決定され、環境の汚染の状況についての監視・測定、事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理、土壌等の除染等の措置等に係る考え方がとりまとめられました。同年12月には同法に基づく政省令や、ガイドラインが策定されました。

放射性物質汚染対処特措法に基づき、国が除染を実施する除染特別地域については、市町村ごとに策定する特別地域内除染実施計画に従って除染事業を進めることとしており、現在、福島県下の11市町村を指定しています(平成25年3月末現在)。平成24年12月末までに、福島県の9市町村(田村市、楡葉町、川内村、南相馬市、飯館村、川俣町、葛尾村、浪江町、大熊町)について、法に基づく特別地域内除染実施計画を策定したところです。同計画に基づき、現在、田村市、楡葉町、川内村、飯館村については、除染作業を実施中、葛尾村、川俣町については作業準備中です(平成25年3月末現在)。

また、市町村が中心となって除染を実施する除染実施区域については、市町村が除染実施計画を策定し、除染事業を進めることとされており、現在、順次除染実施計画が策定されているところであり(平成25年3月末現在8県94市町村)、各地で除染作業が進められています。

環境省においては、平成24年1月の放射性物質汚染対処特措法の全面施行に伴い、除染事業を進めるため、同年1月に、福島県に福島環境再生事務所を開設するなど、体制の強化を図っているところであり、福島県等における除染や汚染廃棄物処理を推進しています。また、専門家の派遣や除染情報の発信、除染の助言を行うための拠点として、除染情報プラザを開設しています。

この他にも、除染作業等に活用し得る技術を発掘し、除染効果、経済性、安全性等を確認するため、除染技術実証事業などを進めています。